

第九十四回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 一 号

昭和五十六年四月二十二日(水曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 三ツ林弥太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 三塚 博君

理事 馬場 昇君

理事 和田 耕作君

理事 白井日出男君

理事 狩野 明男君

理事 高村 正彦君

理事 野上 徹君

理事 木島喜兵衛君

理事 長谷川正三君

理事 鍛冶 清君

理事 栗田 翠君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

文 部 大 臣 田 中 龍 夫 君

出席政府委員

臨時行政調査会 佐々木晴夫君

事務局次長 佐倉 尚君

行政管理庁行政 鈴木 勲君

文部大臣官房長 宮地 貫一君

文部省大学局長 松浦泰次郎君

文部省学術国際 柳川 覺治君

局長 吉田 壽雄君

文部省体育局長 古村 澄一君

文部省管理局長 芝田 博君

文部大臣官房総 農林水産省畜産

務課長 農林水産省畜産

局長 農林水産省畜産

局牛乳製品課 農林水産省畜産

長 農林水産省畜産

局食肉鶏卵課 農林水産省畜産

長 農林水産省畜産

食糧庁業務部 下 壯而君
給課長 文教委員会調査 中嶋 米夫君
室長

委員の異動

四月二十一日

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

補欠選任 白井日出男君

同日 麻生 太郎君

○三ツ林委員長 これより会議を開きます。
この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

文教行政の基本施策に関する件について、来る二十四日、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選その他所要の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、お諮りいたします。

本案の提案理由は第九十三回国会においてすでに聴取いたしておりますので、これを省略することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日本学校健康会法案

「本号末尾に掲載」

○三ツ林委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中西績介君。

○中西(續)委員 学校安全会と給食会、これを統合いたしまして、この健康会なるものを設置する

という事になっておりますけれども、その経過なり、どうしてこのような結果が出てきたのか、この点についてお答えをいただきたいと思いま

す。

○田中(國務大臣) お答えいたします。

放送大学学園の特殊法人としての設立をいたすことに関連いたしまして、行政機構の合理的な再編成を図る観点から、文部省所管の特殊法人の整理合理化という問題を検討いたしました結果、両

会は、いずれも児童生徒等の健康の保持増進に資するものであるもので、両会を統合いたしまして、これらの業務を総合的に推進することによって、心身ともに健康な児童生徒等を育成するというこ

とに相なったわけでございます。

昭和五十四年の十二月二十八日の行政改革に關します閣議におきまして、日本学校給食会と日本学校安全会とを放送大学学園設置のときに統合するということを決定いたしましたのでござい

ます。また、この健康会の設立は、近年、児童生徒等の健康に關しましていろいろの問題が生じており、児童生徒の健康の保持増進に關します施策を充実することが、文教行政の上から申しまして非常に重要な課題であるということになってお

りまして、これにこたえるために本会を設立するというところでござい

ます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○中西(續)委員 いまお答えありました中身は、先般の健康会法案の理由と、あわせて五十四年十二月に放送大学学園法とのかかわりで云々という答弁ございましたけれども、こうした行政改革問題については、三十九年の九月に「政府関係機関等の改組再編成についての勧告」というのが出されまして、少なくともこの勧告に基づいて、この時期の行政改革なるものは行われておると私は思っておりますけれども、この点はどうなん

でしよう、行管庁。

第一類第六号

文教委員会議録第十一号

昭和五十六年四月二十二日

○佐倉政府委員 御指摘のように、三十九年の第一次臨時行政調査会の答申、これに行政改革に関する種々の意見が盛り込まれておりますけれども、その後、政府としましては、それに沿ってできるだけ努力をして行政改革を実現していくという方向で各年努力してまいりました次第でございます。

○中西(續)委員 少なくとも私は、この健康会法なるものを見てみた場合に、この基準と比べてみますと、内容的にこの基準にずいぶん沿っていないものだというところを感ずるわけでありまして、その基準については、統廃合基準としてア、イ、ウ、エと四項にわたって示されておりますが、この点、全くかわりがなしにやられたのか、あるいはこの基準に沿ってやられたのか、この点どう理解をしたらよろしいのですか。

○佐倉政府委員 この法案の経緯につきまして、ただいま文部大臣からお話がございましたが、ただいまの御質問は、三十九年の第一次臨時答申のどの基準に該当するのか、こういう御質問だと思います。

御指摘のとおり、特殊法人の統廃合の基準としましてはア、イ、ウ、エ、こうあるわけでございますが、これに照らしましてどの基準にびたりと該当するかというふうに申し上げるのは、全体の問題をいろいろ勘案しますと、なかなかむずかしいわけでございますけれども、強いて言うならば、この統廃合のイに該当するかどうかというふうに考えております。

○中西(續)委員 そうなつてまいりますと、これは前回この委員会でも相当論議されましたけれども、そのことと大分内容的に異なってくるような気がしてなりません。

いま、もう一度聞きますけれども、この基準とは無関係でこうした行政改革がなされていったのか、それとも、この行政改革の基準に沿ってやられたのか。先ほどの大臣の答弁によりまして、日本学校健康会法に挙げられておりますいろいろな理由等々合わせて、特に行政機構の合理的再

編を図る観点からこれを実施する、そして、なおかつ放送大学学國法とかかわりでこれがされたというように言われておりますけれども、少なくともこれに至る経過というのは、基準に照らして各省庁間における特殊法人を整理する、あるいは統合する、こういう方向でずっと進んできた経過があるわけですが、そうしたときに、いま言われましたように、かわりはないけれども強いて言うならというふうに理解してよろしいのですか。

了解でございますけれども、四十二年以降、その後閣議決定なり何なりで言及されております。これは当然、第一次臨時の答申を踏まえた上で、そのときの判断でこういうふうな了解なり決定なりがなされてきたというふうに考えております。

その後、いろいろな変更がございましたが、今回ここで考えておりますのは、この二つの法人につきましては、文部省の体育局で所管している特殊法人であるというように、あるいは仕事の身分がいずれも児童生徒等の健康の保持増進に関する業務を行っているということ等にかんがみまして、五十四年十二月二十八日の「昭和五十五年以降の行政改革計画(その一)」の実施について」という閣議決定になったというふうに理解しております。

ただいまのお話が三十九年の第一次の臨時答申との関係を聞かれていたわけでございますので、先ほど私が申し上げましたように、もちろん基本的には、その特殊法人の機構の簡素効率化等の見地があるわけでございますけれども、この問題につきましては、第一次臨時の基準、ア、イ、ウ、エから直ちに出てくるものではないけれども、強いて言えばイに当たるのではないかと、さらに先生の各種のいろいろな事情があるじゃないかというお話からすれば、エにも該当するといふふうに考えております。

歴史というものをずっと見ますと、依然としてこれが続いた中で、こうした五十四年あるいは五十五年における行政改革、こういう内容が出されてきておるわけですから、それとは無縁に出てきたものでないということだけは確認できますね。

○中西(續)委員 それでは文部省に聞きますけれども、安全会と給食会というのは、なぜ最初から同種のものとして統合を考えたのか。たといえ一番いい例が四十二年にすでに給食会の問題が出ていますね、しかしその当時は、全然そういうことは考えずずっと来ているわけですから、四十二年、四十五年、さらにその後五十二年ごろ、いろいろそういう意見が出されておるわけですから、給食会だけを取り上げてみましても、この歴史をずっと見ていくとわかりますように、給食会の場合には、大体三十年から始まって、国庫補助が三十八年、牛乳に切りかえられたのが四十年、そういう経過からしても大体十年間ありますね。片一方安全会の方も、同じように三十年ごろからいろいろ論議され始めて、最終的には三十四年の十二月十七日に公布されております。ですから、こうした事態を考えてみますと、同種のものであるなら最初からそうしておけばいいものを、異種であるからこその別個の目的を持ち、そして、その任務を果たさようということとで別個の特殊法人というものをそこには設立をしたわけですね。この点はそう考えていいでしょう。

○中西(續)委員 なぜ私がこのことを指摘するかと申しますと、給食会の場合には、これを見てみますと、まず四十二年十二月十五日に、こうした統廃合の基準に照らした上でもって閣議の決定がなされておりますね。「昭和四十五年度予定」をもつて廃止」をする、こういう決定がされておるのです。そして、なお四十五年の十一月二十日に、この四十二年の十二月十五日の閣議決定をさらに再確認する決定がなされていっています。そして、さらに五十年にというようにずっと続いて、何回となくこうした整理対象になってきた給食会、これは少なくともこの臨時行政調査会なりの勧告に基づいてこういうものは出されてきたと思うのですが、それには間違いありません。

○佐倉政府委員 基本的な改革の線に沿っているという意味でももちろん無縁ではないというふうに言えると思います。

○佐倉政府委員 学校給食会につきまして、先ほどのお話のとおり廃止を目標にやれというふうな閣議の口頭了解等がございましたが、その点で、たとえば脱脂粉乳から牛乳への切りかえとかそういうような時期でございまして、そのときでも取り扱う基本物資の変動によつてはその業務内容に重大な変更の必要が生ずるといふような場合には、改めて検討するといふような文言も、これは四十二年の場合でございますが、ついておりま

○佐倉政府委員 学校給食会にしまして、先生御指摘のように、先ほどの四十二年十二月十五日の特殊法人の整理についてというのは、閣議口頭

○佐倉政府委員 学校給食会につきまして、先ほどのお話のとおり廃止を目標にやれというふうな閣議の口頭了解等がございましたが、その点で、たとえば脱脂粉乳から牛乳への切りかえとかそういうような時期でございまして、そのときでも取り扱う基本物資の変動によつてはその業務内容に重大な変更の必要が生ずるといふような場合には、改めて検討するといふような文言も、これは四十二年の場合でございますが、ついておりま

○佐倉政府委員 学校給食会の歴史、学校安全会の歴史、御指摘のとおりでございまして、戦後、学校給食の実施に当たりまして、学校衛生会という法人がございました。そこに学校給食部が設けられまして、その給食部で脱脂粉乳の扱い等

○佐倉政府委員 学校給食会にしまして、先生御指摘のように、先ほどの四十二年十二月十五日の特殊法人の整理についてというのは、閣議口頭

○佐倉政府委員 学校給食会につきまして、先ほどのお話のとおり廃止を目標にやれというふうな閣議の口頭了解等がございましたが、その点で、たとえば脱脂粉乳から牛乳への切りかえとかそういうような時期でございまして、そのときでも取り扱う基本物資の変動によつてはその業務内容に重大な変更の必要が生ずるといふような場合には、改めて検討するといふような文言も、これは四十二年の場合でございますが、ついておりま

○佐倉政府委員 学校給食会につきまして、先ほどのお話のとおり廃止を目標にやれというふうな閣議の口頭了解等がございましたが、その点で、たとえば脱脂粉乳から牛乳への切りかえとかそういうような時期でございまして、そのときでも取り扱う基本物資の変動によつてはその業務内容に重大な変更の必要が生ずるといふような場合には、改めて検討するといふような文言も、これは四十二年の場合でございますが、ついておりま

が行われ、それがやがて財団法人学校給食会に発展し、やがて特殊法人として設立を見て今日に至っているわけでごさいます。その間、学校保健、特に学校安全の重視ということから学校安全共済給付の事業の推進ということでまた学校安全会の設立を見ておるわけでごさいます。それらの法人は、一つは、学校給食の普及充実及びこれに必要な物資の円滑な供給事業と業務を行うというような目的で独立して設立され、また学校安全会は、学校安全の普及充実及び安全共済給付事業の推進という独自の目的を持って発展してきたということでごさいます。

いま先生御指摘のとおり、いろいろな経緯がございまして、特に四十二年のときに行政改革の大きな方針のもとに当時脱脂粉乳のみを扱っておりました日本学校給食会は、学校給食に大きな変化がまいりました。外から入ってくるものよりも、むしろ国内産のものを活用していくという大きな波がございまして、その一環としてまず脱脂粉乳の生乳への切りかえという措置がとられました。それに伴いまして生乳への切りかえが完了した時期においては、一部の脱脂粉乳を除いて飲用としての脱脂粉乳の仕事が必要でなくなったということと廃止の線が出たわけでごさいます。しかし、将来にわたって学校給食はわが国の国内産物資の使用奨励と大きく絡む問題であるということから、文部省といたしましては、この辺のことを政府間で意見調整していただきまして、具体的に閣議決定口頭了解では、ただし書きで今後基本物資の取り扱いに大きな変更がある場合は改めて検討するということの閣議了解をいただき、その後、小麦粉の扱い、また現実起こってまいりました米飯の学校給食導入という背景の中から、今日、日本学校給食会としては、それなりの基本物資を中心とした業務を継続するというところで存続してまいってございまして、いづれも児童生徒の健康増進とも関連しますので、放送大学の特設法人化に関連いたしました、この二つの統合案がつくられたという経緯でござ

います。

○中西(構)委員 私、給食会と安全会というのは異種のものであるということで聞いておるわけですが、給食会の成り立ちから全部聞いておるわけじゃないんですよ。当初の設立の目的なりあるいは意図は同種のものであったかどうかということ聞いておるのですから、異種か同種かその二つしかないわけですから、どちらかを答えてください。

○柳川(覺)政府委員 学校給食、学校安全のそれぞれの業務としては異なった業務でございまして、それ自体、児童生徒の心身の健全な発達、健康の保持増進に資するという観点では性格が類似しているという見方もできるかと思ひます。

○中西(構)委員 それで、これを見ると昭和三十年から四十年、この間にそういう機会が何回あったはずなんです。だから、こうした特殊法人を設立する場合に、わざわざ分けてつくる必要はない、体育局主管であるなら何でも一つのものとしてつくらなかつたのですか、こういうことになる。じゃ、なぜつくらなかつたの。

○柳川(覺)政府委員 それぞれの業務、機能をそれぞれに徹底していくというふうな観点から別個に設立された経緯であらうと思ひます。

○中西(構)委員 同種であるなら当然そういうふうにして、しかも、それを関連を持たせて発展をさせていくという、少なくともつくる場合には目的を達成するわけですから、終局的には途中で投げ出す、こういうことはないわけだ。それが本当に目的達成のためには、別個のものよりも同種なら一緒にして、そして一緒の目的に向けて完成させていくというのが普通の考え方です。そのであるなら最初から、こういう長い期間の間に、特に四十二年の閣議口頭了解事項であらうと四十五年の閣議決定であらうと、こうした時期になつたときには、やはり問題があるから、これをなくそう、こう言っているわけでしょう、最初の基準からいいたしても、そうですね。そういうときにだつて、そういうことはあり得るわけなんだ。

ところが、そういうときには、長い歴史の中で全然出てこずに、それが発展しているというようにして大體目的を達成した。しかし、いまあなたが言われた後段の部分、それがあからもう少し待とうか、こういう話なんです。ですから、それを全く同じのものでというふうな議論をしてもらつたのでは、これはまた取つてつけた話になるので、そういうことをやめてもらわなければ議論になりません。

だから、こうした事態からいいますと、この問題は、どうしてこうしたことが出てきたかというところになると、なぜ私はこのことを強調するかと言つて、では、五十四年四月二十七日のこの委員会における議論を申し上げます、このときのこの委員会における議論を見ますと、五十四年度予算編成時に特殊法人を設定する、放送大学学園法で、それから、こゝでもって代償としてスクラップ・アンド・ビルドの方針を出しまして、五十四年一月十六日の閣議で決定しました、こう言っているわけだ。そのときに安全会、給食会というものが出てきたわけなんです、スクラップ・アンド・ビルド、これはそのときに加地政府委員がそのことを答えていますよ。一つのものをつくるるときには一つのものをつぶさなくちゃならぬ、そのときにつぶす代償として挙げられたのがこれなんです、放送大学学園法というものが出てきたからこうなつたのだ、こう言っているわけでしょう。

この調査会の、いろいろな理由をつけておるけれども、これとかかわりなしに、ただ数を合わしていかなくちゃならぬ、そうなる、どこをやるかということになつたときに、たまたまここがなつたということだけじゃないですか。それで、行政庁は、この議論ちゃんと読んでみましたか。

○佐倉政府委員 先生のお話のたとえば学校給食会の問題でございしますが、先ほど文部省の方からも答弁がありましたように、四十二年のときある

いは四十五年のとき、四十六年度より小麦粉の取り扱いを開始するとか、あるいは先ほども触れておりましたけれども五十一年度から米穀の取り扱いが開始されたというふうなことで学校給食会そのものの業務も変わつてまいりましたので、前には廃止の線で閣議口頭了解等がありました、五十年の十二月三十一日には「在り方を検討する」というような閣議了解がございまして、五十二年十二月の閣議決定では存続するというようなことも決められております。そういう変遷があつたわけでごさいます。

それで、五十四年の予算編成に際しまして、放送大学というものがぜひ必要であらうという議論になつたわけでごさいます、この特殊法人は、そのときには、いま先生の御指摘のように、政府としては、スクラップ・アンド・ビルドでやるのだという基本方針がございまして、この二つを統合して、一つ特殊法人を減らすということによって放送大学というものをつくるうじやないかというところに方針が決まつたわけでごさいます。

その際に、同種業務ということでごさいますけれども、直ちに同種業務ということとは言えないわけでごさいます、両法人の目的の類似性を勘案してこういう統合案ができたわけでごさいます。でございまして、直ちに同種であるかどうかというふうには必ずしも言えないわけでごさいます。が、類似機能を有するものの統合により一層効率的な事業運営が可能になるだろう、そういうものはないだろうかということが、五十五年度行政改革における特殊法人の統廃合計画の立案に当たって考えられたことでごさいます。

それから、先ほども触れましたけれども、三十九年の第一次臨調の統廃合基準の中に「その他の特殊事情」によるというふうな項目もございまして、したがらういいて、この措置が第一次臨調の基準とその考え方と必ずしも無縁ではもちろんないわけでごさいます、そういう経過でこの両法人の統合ということを考えたわけでごさいます。でございまして、いろいろな事情が重なっている

目標を立てて行政改革をしていこうという、こういう流れがあるわけでありませうけれども、その中において私が先ほどから指摘をいたしましたように、五十五年度行革というのは、それとちがはぐの面があるのじゃないか。だから、むしろ二年間なり停止をするというのを私は提唱したのです。しかし、そのことは長いようだけれども、全体的にこれが回り出すと結果的には短いのだ、そういう意味で指摘をしたのですけれども、いや、そうじゃないというのを強弁いたしました、いま私が指摘をするように、この行革というのは画期的なもので、しかも能率化あるいは効率化を考えて、これを抜きにしての前進はあり得ないのだというようなことを言っています。

反面、今度はその行革の中の具体的な事例で突いていきますと、これで問題提起をする、そういうことを言っておられるけれども、具体的に五十五年度行革の中身を出していきま、いま言うように政治的な判断によるとか、あるいはこのこととは関係ないのだけれども、歴史的な判断によってやるのだとか、いろいろ言っているんですけど、そういうことになってくると、これはきわめて非科学的だし、論拠のないものでやっていると、な感じがするのです。そう言わざるを得ぬのじゃないですか。どうです。

○佐倉政府委員 先生のお話のように、第二次の臨調が発足いたしましたし御検討が始まったところでございます。これと五十五年行革は矛盾するところがあるのじゃないかというお話でございますけれども、これはいづれにせよ、五十五年の行政改革の推進というものは、第二次臨調の方でいろいろな検討課題あるいはその結論がこれからいろいろ出てくるわけでございますけれども、いままで政府としてこうやるといふふうに閣議決定等で決まっておりますことにつきましては、政府として現在でもやっております、第二次臨調の方は第二次臨調の委員、先生方がいろいろお考えいただきますして御意見が出てくるわけでございますが、それが特に矛盾するというふうには、これは先の

ことですからわかりませうけれども、私は考えておりませうし、また第二次臨調が発足したから現在まで決まっておりますことをここでストップするということも必要はなく、現在までに決まっておりますことを、行政改革を推進していくということは当然のことであるかと、考えております。

○中西(稿)委員 私、納得できないのは、第二臨調でいろいろなものを出していくと言いますけれども、基本的な考え方としては、これは行政管理局が出されているんです。行政管理局が出されているというのをひとつ頭に置いていただいで、その中で具体的に聞きます。

文部省、ちよつとお聞きます。「当面の検討課題」の中で①の「行政サービス改革」の推進の中で①に「各省庁は、行政サービス向上推進委員会を設置する。」というのがありますが、これは設置されていきますか。

○古村説明員 昨年の九月の閣議決定を受けまして、十月六日に文部省で文部省の行政サービス向上推進委員会というものを設置いたしました。○中西(稿)委員 そうでしょう。そうして決めれば、少なくとも行政管理局が出している方針に沿って行政機関の中では、すでにそれが発足して動いているんですよ。そのことは否定できないのです。

ですから、ここに書かれておる中身を具体的にずつと実施していくということになると、さっき申し上げたように、六項目の五十五年行革を推進するということは、全体的なものの中で内容的に大変木に竹を接ぐようなことになる可能性だってある。だから、それはしなければよかったという反省になるかも知れぬですよ、将来的には。だから、そういう大前提でやる場合には、むしろ停止をしておいてやるべきじゃないかということをお私に言ったわけなんです。

それについては、さっき申し上げたように、画期的だから、これはどんなことがあってもやるのだ、こう言っている。具体的に言う、さっきから私は何回も言うようにだけれども、これの

全体に書かれている方針でなくて、ただ、それを強行するというだけに終わって、しかもその中身は、政治的にやるのだとか歴史的に古いからそこは残すのだとかいうようなことになって決まられていったんですよ、五十五年行革の考え方というものは、五十五年行革というものは、これに象徴されていると思うんだ。だから私は挙げていたときの感じとして直接それを感じるから言っているんですよ。

これはいま論議しても、的確な答弁を全然くれませうから。いづれにしても、これは大変食いとを了解できませんよ、同じだんというようになことを。ここが一つ問題としてあるだけに、なぜ私がこのことを言うかといいますと、五十五年行革の中に、この日本学校健康会も入るとするなら、さっきからずっと論議をしてきておりますように、あなたはいろいろ理由を言いました。これに沿ってやっていると、強いて言えばこれである、強いなければならぬわけですよ。

だから、何だと言ったら、結局、最初から歴史的にもちゃんとやればできるのにやらない。いまになって、結局問題になっておりますように、スクラップ・アンド・ビルド、数を一つつければ一つ減せということだけじゃないですか、残るのは。私にはそうとしか解釈できません。

だから、少なくともここで一番問題なのは、今度の行革の中身というのは、まさにいま私たち国民の期待をするような、国民の側に立つてサービス——この中に書いてありますよ。サービスを推進するのだとかいろいろ書いてあるけれども、そういうことよりも、むしろただ単に行政の機構そのものをいじるだけにしかなくてない、私、そう思うのですが、どうでしょう。

○佐倉政府委員 先生のいろいろな御指摘がございましたが、給食会だけとってみても、その業務内容、取り扱い物資等の若干の変遷がありま、す。それから放送大学ができるというときに、政

府全体としては、特殊法人はふやさないという基本方針があるというふうな事情、そういうものを全部勘案しまして、この二つの特殊法人の統合をお願いしているわけでございます。それは、ただ単にくつつけて一つ減らすというふうなことでは、むしろならないのでございまして、先ほど文部省の方から御答弁がありましたように、あるいは私からも申し上げておりますように、この二つの特殊法人の類似性と申しますか、まあ強いて言えば、三十九年臨調の項目の同種というところ、あるいはその他特殊事情というものに該当するのではないかと、このことを申し上げましたが、そういうことを総合的に勘案しまして、この二つの特殊法人の統合をお願いしております。これは必ずしも私も考えておりませんが、やはり簡潔、効率化という線に沿っているのだというふうに考えているわけでございます。

それから、先ほど御指摘のありました第二次臨調との関係でございませうけれども、第二次臨調の方でこれからの御意見が出てくるかというところは、臨調の先生方の御議論、御判断によるものでございしますので、私がここで云々すべき問題ではないと思っておりますけれども、五十五年行革との関連においては、常時こういう行政改革をやっている、あるいは五十五年行革につきましても方向は当然同じであらうというふうに考えられますので、場合によっては、五十五年行革というものを推進することが、第二次臨調と方向が変わってしまうのじゃないかということはないのではないかと、いふふうに私は考えております。

○中西(稿)委員 最後にしますけれども、そうしますと、行政改革に関する基本的な考え方、それに基づいていろいろのものがずつとこれに出ていすけれども、特にこの中で目立つところを言いますと「納税者の立場に立つて」、「親切」、「清潔かつ「能率」的な行政を実現するための「行政サービス改革」を内閣の中心政策として取り上げる」という基本的な考え方の中に着目すべきような文

章表現がちゃんとあるんですね。

ですから、あくまでもやはりこれは、住民の側に立った、国民の側に立った改革案だということ、私は、文章を読む限りにおいては、画期的なことだなどという感じがしてならないから言っておるわけですよ。しかも「当面の検討課題」の中の改革推進の第一項目に「行政サービス向上推進委員会を設置する」というのがまた出ているわけですよ。

そうした点からいまして、私は、五十五年行革になっておる今度の学校健康会法、これがそれに当たるものかどうかというところを大変危惧をしておるわけですよ。いままでの答弁からは、私にはそのことはうかがえません。

もうちょっと具体的に言います。大臣の提案理由、聞きましたし、読ましていただきました。あるいはこの法律案をずっと見ましても、統合する目的、抽象的にはいろいろ言っていますけれども、じゃ内容的にどうなのかということをお聞きしたいと思うのです。

まず第一に、行政機構の合理的再編成を図る観点から統合するというところになっておるわけでありまして、健康会法の中身をずっと読ませていただきますと、健康会法の中身をずっと読ませていただきますと、いままであるものがそのまま存続されるというところではないような気がするのです。

具体的に言います。たとえば十九条の一、二項目というのは、大体従来のことが羅列されています。三項目、これもいままでの法人のあり方について出されておる中身でありまして、特別内容が、新たな事業なりが計画されておるといふことはあります。そうすると、メリットは何かというところになってくるのです。いま言いましたように、全く同質だと言われども、異質なものをそこに置いて、しかも、ここには共通化するものがないのですから内容的には変わらない。そうなりますと効率化、能率化、簡素化などと言ったって、できる可能性はないということなんです。この点が一つ、どうでしょう。

それから二つ目に、都道府県における業務処理の機構がこれからどうなっていくのか。もしこれが確定して実施されるということになった場合、こういう点は大体どうなりますか。

○柳川(寛)政府委員 先生御指摘のとおり、日本学校健康会を設立いたしました。この健康会は、従来、日本学校安全会、日本学校給食会が行ってまいりました業務を継承して、これを取り扱っていく、その間、総合的に扱っていくことによりまして、そこにそれなりの展開が期待できるということではあるかと思いますが、従来の法人の業務を継承して運営していくというたてまえをとっておりまして、実際の運営に当たりまして、総合化、能率化、効率化の努力をしていくというところであらうかと思っております。また将来にわたりますと、児童生徒の健康の保持増進という観点に立った施策の推進ということ、それなりに実行の上で努力していくというところがこの法人の課題であらうかと思っております。

それから、都道府県における体制でございますが、現在、日本学校安全会につきましては、各都道府県に支部がございます。その支部機能は、日本学校健康会の支部として従来の安全共済給付に関する業務を引き続き行っております。その限りにおいては変化がないというように考えております。

また、学校給食会の関係では、各都道府県には日本学校給食会とは別個に財団法人で都道府県の学校給食会が設置されておまして、これが日本学校給食会との間の取扱物資につきましても、関連を持っておりまして、これは依然として、日本学校健康会になりまして、その取扱機関としての関連は継続しております。従来の態様に変化はないというように考えております。

ただ、この目的でもう一つありますが、従来行ってきた業務等を総合的に行うことにより、いまいろいろ子供たちの心身ともに健康の問題が指摘されておりますが、それらに対する基本的な実態の把握、またそれに伴います今後の

施策は、それなりに会の運営の合理化、能率化、効率化の中で対応できる方向が今後開かれるのではないかと期待は持っておりますのでございませう。

○中西(續)委員 いまお聞きしております、ただ単に文章でもってあらわしておるから、それに向けて努力する、というのは、先ほど私が申し上げましたように、この法案の十九条の一、二項、これも従来どおり、三項についても従来どおり、ということになってまいりますと、これを統合したからといって、そこには何らか目新しいものが生まれてきたり、あるいはサービスが向上するということのようなことがなくて、現状どおりだつて、努力すれば効率化だつてあるいは能率化だつて簡素化だつてできるわけですよ。

提案理由の中には「行政機構の合理的再編成を図る観点から統合し、いろいろそういうものを指していきます。」、こういうふう書いてあるけれども、これは文章だけなんであつて、その内容についてはちっとも変わりがない。

しかも都道府県段階においては、なおさらのこと、いま言われておりますように、安全会は支部があつて、それから今度は給食会の場合には、財団法人があつて、これは全然変わらぬわけですね。そうなつてまいりますと、これは何のための統合だらうか、こう思うのです。

もうちょっと立入って聞きます。行政サービス向上ということになってまいりますけれども、たとえばいまこれが統合されたとしても、そうしたときに日本学校健康会の事務所はどこに置くのですか。

○柳川(寛)政府委員 いま日本学校安全会の事務所、それから日本学校給食会の事務所は、それぞれ別個に持たれております。実はできれば、給食会につきましても、新しい建物もつくりたいという計画もあつたわけでございますが、こういう財政事情でもございまして、統合後におきまして、現状の事務所の中でそれぞれ適正な配置をもつて運営がなされるというように見ております。

○中西(續)委員 そうしますと、事務所はそれぞれ分かれてあつて、そして、そこで働く人もそこにはちゃんといて、何が統合の目的ですか。統合の目的というのがどうしても私にはうなずけない。なぜこれをやるのですか。

○柳川(寛)政府委員 物事が大いに細分化して、それなりに大きな成果を上げるといふことの役割も大きくあるかと思ひますが、また目的を二にしまして、その観点に立つて協力し合つて効果をあらわすという面もあるかと思ひます。

私どもかねてから、この学校安全と学校給食の問題、一つは健康、安全な生活を送るための習慣を身につける等のことでございまして、また一つは栄養を通して常に健康で明るい体、心を養うということにつながるわけでございます。そういう面から、これらを合わせて、一人一人の子供たちが健康で安全な子供たちに育つということに視点を置いた取り組みができたならということ、かつて事務的にこの統合を考えまして政府部内で検討したが、目の目を見なかつたという経緯も正直ございまして。

たとえば今度の五十六年度予算で交通安全の地区指定に新しく取り組んでおまして、これを学校安全会の業務の中に入れてございまして、これは少なくとも学校への登下校の間に子供たちが一人でもけがしない、死亡者を出すのはもつてのほかだということ、そういう本当に交通事故をなくするのにはどうしたらいいかというところの地区指定を行つて、これを安全会の仕事として補助金で取り組んでおる、これはやはり一人一人健康だということの、健康会のねらいとその辺が一致するわけでございます。そういうような面を、安全と給食の問題を通してございまして、さらに児童生徒の健康の保持増進という面に、具体的に中の仕事等も省力化し、また協力し合つてこの目的に進んでいくという、それなりの大きな意味があるかというように私は存じておる次第でございます。

○中西(續)委員 いま後段に言われました事柄等につきましても、これは文部省行政の中でやろうと思へばできることなんですよ。それをいま改めてここに取ってつづけるようなことを言つても、ちつともそのことがこれを統合する目的なり理由にはなつてこない、そう私は断ぜざるを得ないので。

そこで、行管庁にお聞きしますけれども、いまずっと論議をしてきた過程の中で、いま実際に出てきたこの中身は全然変わらぬ、事務所は依然として二つあつて、全部そういうようにして内容的には何も変わつていないのです。実際の提案の文章はいろいろあります。しかし、法律そのものを見ましても、内容的には変わつていない。

そういう中で、この法律案が第二臨調とどうした問題とあわせて考へていった場合に、どういう関係になつてくるのですか。これは第一臨調でそれぞれ審議をして、十分な方針なりが明らかになつていないから、まだ私の方としては言えないのだというふうなことで答へるのですか。もうこういふやり方は全くなつていないですよ。

○佐倉政府委員 この統合のメリットというお話でございすけれども、さしあたっては、役員を、これは五人でございすか減員するなどの簡素化の手段はとつたわけではございす、それと先ほど文部省の御答弁のとおり、施策の総合的な展開があり得るのではないかと、それから業務運営における効率化あるいは効率化、こういうこともが図られる余地が生じてくるのじゃないかというふうに考へておられます。

第二臨調との関連におきましては、先生御指摘のとおりでございまして、第二臨調の方で委員の先生方の御議論、御判断をいただくことでございすので、私がここで申し上げる筋ではないと存じます。

○中西(續)委員 いま言われました役員というのは、それならちつと聞きますけれども、給食会、五十四年の七月から理事長不在ですね。それから安全会も、同じように五十四年から理事が一

人欠員のままです。これで支障がなかったのですか、必要がないのですか、これはどつちですか。

○柳川(慶)政府委員 御指摘のとおり、給食会の理事長は、現在理事長代行で来ておりますが、昭和五十四年の七月以来欠員でございす。これは、すでにその年の二月に、近い将来においてこの統合の計画が進んでおりまして、したがつて、統合ができるまでの間、欠員で、全役職員の一致団結によつて業務の運営に支障なく今日まで来ておるといふことでございす。理事長は当然に早急に埋めるべきものでございす、この統合の計画がありまして、統合への円滑なことも配慮してそのような措置をしてきております。

日本学校安全会につきましても、非常勤の理事も同様の趣旨であらうと思ひます。

○中西(續)委員 そこの統合する意味の中では、役員の数を減すとかあるいは総合的に言つていますけれども、先ほど申し上げるように、業務の中身が質的に違ふものですか、総合的に言つても、従来どおりでやつても、これを統合したかといつても、大きな目的なり何なりが明らかにされていませうに、これはやはりいまのところは従来どおりなんでしょう。そして、いま言うように、効率、能率、簡素化等について、これは努力をするといふことでありまして、これはする、せぬにかかわらず努力のできる中身なんですね。

ですから、そういう点からいたしまして、さらに加えて、いま言うこの役員を見ますと、確かに全部が一致すればこういうようにしてやつていけるんですね、大きな支障がなかった、ということになると、これは天下りの人事が必要だといふことの証左になつていますからね。まるまる二年間これはあけてきていますからね。私はもうそう断ぜざるを得ないと思ひます。

ですから、私、もう一つ聞きたいと思ひますのは、そこで今度は、では、統合すると、さつき役員を減するといふことを言つていましたけれども、どれだけこの財源が違つてくるのですか。こ

れはおわかりですか。統合することによつてどれだけの財源が違ふのか。

○柳川(慶)政府委員 この統合によりまして、役員五人、これは常勤二人、非常勤三人を削減いたしました。十八人から八人の役員構成となりま

す。職員につきましては、統合を閣議決定したときの職員数は両方で二百九十七名でありました。が……(中西(續)委員「役員だけでいいです」と呼ぶ)それで、この役員分の節減が二百二十万円でございます。

○中西(續)委員 二千二百万円ね。そうすると、ちつと行管庁に聞きますけれども、五十五年行革におきましては、特殊法人の役員というものは、天下り役員は半数にするといふことが大體確認されておつたと思うのですが、これはそのとおりですか。

○佐倉政府委員 そのとおりでございす。その方向で努力いたしております。

○中西(續)委員 ところが、この安全会、給食会というものは、一〇〇%の天下り役員であるといふこと、これは間違いないですね。どうですか。

能性があるといふのです。

ですから、この程度で余り仕事は変わらぬといふのですから、いま統合せずとも、そうすることぐらいはできるのではないのでしょうか。どうでしょうか、行管庁。

○佐倉政府委員 特殊法人の役員を極力削減しろといふことで、半数にすればと退職金の額の御提示がございましたけれども、特殊法人には、それぞれいろいろ御事情があるかと思ひます。現在の役員をいきなり半数にするといふことは、もちろんできないわけではございす、それぞれ特殊法人の役員の問題は、その主務官庁、主務大臣の所掌するところではございまして、それぞれの所管庁によつて適切に運営されているといふふうに私も考へております。

これは当庁の所管ではございせんけれども、先ほどの特殊法人の役員につきまして「国家公務員からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとめる」といふ五十四年の閣議了解の御指摘がございましたが、これは全特殊法人でそのようにするといふ取り決めでございまして、一つ一つの特殊法人は、その特殊法人の事情に応じてまして各主務官庁によつて適切にやられていく、それぞれ努力しているといふふうに考へております。

○中西(續)委員 私が言つてゐるのは、いま一つの例が健康会に出てまいりましたが、先ほど、理事の中の長になる人がいなくても、具体的な運営の中で大きな支障はなかった、それはなぜかといふと、全員が一丸となつてやつたところにそれがあつたといふ説明があつた。その説明を受けた上で、五十五年の行革の中では、天下りの役員は半数以内にするといふこともあるし、しかも具体的に、いま言うように、いなくてもできるというやうなこうした実証があるとするなら、特殊法人の役員を全部半数にしたり退職金を公務員どおりにすれば、それだけでも六十五億円の節減ができる、こういうことを私は指摘しておるわけですから、この健康会といふのをわざわざ統合

しなくても、その役員の数を半減なりしていけば、二千二百万円というの出でくるのが当然だと思ふのです。業務の關係だと総合的にと言いますけれども、これは統合しなければできないという質的な業務ではないわけなんです。

そういうことを考えていきますと、こうした統合の目的というものが、あるいは理由というものが非常に不明確になってきておると感じるわけですが、その点はどうでしょう、こう私は聞いておるわけですが、行管庁、よろしいですか。そうじゃないですか。

○佐倉政府委員 特殊法人の役員の縮減につきましては、私も、現時点では、なるべく縮減していくということが適当であらうというふうに考えております。

それで、先ほど申し上げましたように、各省庁ごとにやっているとございますけれども、主管法人の常勤役員総数を、三年間をめどに少なくとも一割を縮減するというような取り決めもあるわけでございます。

そういうことで、役員の縮減については、それぞれ努力しているというふうに申し上げられると思ふわけでありまして。

○柳川(憲)政府委員 先ほど役員の数を十八人から八人と申し上げましたが、十三人から八人の誤りでございましたので、訂正させていただきます。

それからもう一点、給食会の理事長をいま代行でしてきておりますのは、この統合への円滑なという特殊事情でございまして、そのことが直ちに、給食会に役員の数が一人要らないということと結びつけられますと、まことにきついなという感じがいたしますので、よろしく……。

○中西(綱)委員 私が言っているのは、その努力です。私が指摘したいと思ふのは、第一、天下一に多数の役員をかえる必要はないということ。少なくとも、そこに職員の数多数の皆さんの民主的な発想によるいろいろな提案なり何なりを十分吸収し得る体制ができていさえすれば、

いろいろなアイデアを必要とするから幾つかの役員の顔をそろえなければならぬというふうなことにはつながらぬだろう、こう私は考えるので

です。それから、そういうことからいたしますと、まああなたが要らないという答弁をしたという理解ではなくて、実際二年間いずともやってこれたという実績があるわけですね、これは七月ですから一年と十カ月、約二年間でしょう。ですから、そういう意味におきまして、こういう役員の数というものは削減することが可能だということ、このことは実証しているのではないかと。たまたま、こういう事例が両方において出てきているということに非常な特徴があるわけですね。

ですから、この統合というものについては、先ほどの行管庁の答弁を聞いておりましたも、全く答弁になっていない、私は、こう思います。そういう意味で、この統合については、いままでのずっと長い間の討論の過程からいたしまして、むしろもとに戻りますけれども、さっき言いました放送大学学園法に基づく大学設置、ここにすべてがかけかかっているという結論に私は感じないわけなんです。

ですから、これは第一臨調のこうした勧告、さらに、いまいろいろ言われましたけれども、そういう理由というものは当たらないと断ぜざるを得ないと私は思うのです。この点を大臣はどうお考えですか。

○田中(憲)国務大臣 行政機構の合理的な再編成を図るという観点から、文部省の所管の特殊法人の整理合理化につきましての検討がなされた結果に基づくとございまして、御案内のとおり、放送大学の問題とも相関連いたしまして、昭和五十五年の予算編成に伴います行政改革の答申を踏まえて行つてまいりましたものでございます。

○中西(綱)委員 大臣、私が指摘をしているのは、放送大学をつくるときに、この数を減少せよということを開議で決定したと言いますけれども、そうならまいりますと、じゃ、この行政改

革とは大体何かということをお願いいたします。

ですから、私、またさっきのものを申し上げますけれども、このことは、この基本方針に沿うものになつていない。第二臨調の皆さんが結論を出す前に、少なくとも管理庁が出しているこの方針に照らし、私は、これに沿っていないと思うので、すけれども、行管庁どうですか。

○佐倉政府委員 放送大学学園を発意したときに、特殊法人はふやさないでやっていたという政府の方針が別途あるわけでございます。したがって、文部省所管の特殊法人を一つ減するようになつてまいりましたわけでございます。したがって、何が何でも、一つならどれでもいいとか、あるいはやみくもにくつつければいいというものはございせん、先生の御話にもある出でおりますけれども、三十九年の第一次臨調答申以来数度にわたる開議了解あるいは開議決定その他の方向を踏まえて、この二つの法人を統合するということに相なったわけでございます。

そういうことでございまして、この二つの法人の統合自体、それは簡素合理化の線に沿っていると考えております。

○中西(綱)委員 これはもう何回聞いても答弁になっていない。

ですから、最後に行管庁に聞きますけれども、行政管理局の書かれた文書、具体的なものはありませんけれども、これに沿つてやっていくということとは本当ですか。

○佐倉政府委員 これに沿つてやっていくということは、そのとおりに考えております。何遍も申し上げるようでございすけれども、行政の簡素化、効率化等を、その時点において必要な部分はこの線に沿つてやっていくことは、そのように考えております。

○中西(綱)委員 この学校健康会をやりますと、むしろ簡素化でなしに複雑化で大変混乱をする、こう私は指摘しておきたいと思ふ。したがって、特に本当に政治的な物の判断でしか物は考えていない。ですから、いまの行政

改革そのもの、第二臨調そのものも、大変私は危惧すると指摘せざるを得ません。

そこで最後に、第二臨調の中でいろいろな人の発言があつて、まだ決定はされていないと思ふますけれども、大型プロジェクトの特殊法人新設は認めないぞという発言等が出ておりますが、放送大学は大型プロジェクトに入るのですか、どうなんでしょうか。

○佐々木政府委員 臨時行政調査会でございますが、三月十六日に発足して以来、種々検討を加えてきておまして、臨時行政調査会の発足からこれが終結を見ますまでが二年間という期限に一応なつております。その関係でもって、まずは二年間の基本的調査審議事項と、それから総理の要請によりまして、ことしの夏までの方針を一応決めました。それが四月十七日でございます。四月十七日に当面の緊急課題はこういうものであるという課題を決めております。

その中で行政のあり方の見直しによる、中央地方における支出削減と収入の確保についてということ、いろいろな課題を設定いたしました。こうした課題について検討していこうという話になつておまして、先生御指摘の新規施策の抑制及び既存の大型プロジェクト等の一時凍結というもの、一つの課題として一応検討されるということに実はなつております。ただ、これは特別部会等を置きまして検討されるもので、大型プロジェクト等ということに一応なつておるものでござい

ますから、この内容につきましては、その部会の段階でもつてさらに具体的に詰めていかれるという性質のものでございまして。

いまここでは、一応全体的な概念としまして、新規施策の抑制と既存大型プロジェクト等の一時凍結が可能であるかどうか、あるいはこうしたようなものについて具体的に政府機能としてどこまで行われるべきかというところがこの七月までに種々検討される、そうしたような一般的な概念でございます。

○中西(續)委員 その論議の中で、じゃ財源なり額はどの程度を大型といい、中型と言うのか。大型は大体どの程度ですか。

○佐々木政府委員 それを含めましてこれから部会段階でもって検討されることでございます。

○中西(續)委員 それでは、これはまた一つの検討課題として、宿題として私、残しておきます。もう一つお聞きをしたいと思っておりますけれども、文部省関係で特殊法人をさらに一つ削減をするという決定があったのではないかと思っておりますが、その基準はどこでこれから決めていくのですか。

○佐々木政府委員 先生お話しのとおりのことでございます。基準等につきましては、従来の基準等を勘案して考察していくと考えております。

○中西(續)委員 文部省、それでは、いま言うように従来の基準に沿って大体やるということになるわけですが、何を考えていますか。

○古村説明員 昨年の閣議決定におきましては、放送大学学園が成立し、そして健康会ができた後、その措置の完了後に一つ法人を減らすということでございます。今後、そういう事態になりましたら、行政管理局等とも十分協議をしながら具体的な運びをしたい、こういうふうに考えています。

○中西(續)委員 大臣、いままでの論議からいいたしまして、今度の行政改革というものが大変矛盾のあるものであるということが、ずっと従来の歴史からいたしまして、それから今度はオリンピックセンターを廃止するときから、もうずいぶん論議されてきたことなんですけれども、大変問題があります。そして、さらにまた文部省でそういうことになりましたと、これは大変なことですから、何としても行政改革というのは、いま問題になっておりますように、増税から行政改革か二者択一的なもので国民に迫ってくるんですね。そして増税がいけないという声が強くなっていると、それでは行政改革、こうなります。そのときには基準というものはすつ飛んでしまふんですよ。数合わせでしかないということは今度は

つきりしている。そして、そのことは結局、私がこれをちゃんと守つてくれよと言つたのは何かといますと、この基本的な考え方を守つてほしいというの、国民に対するサービスということを抜きにするような行政改革にならざるを得ないんです。一兆五千億もこれではじき出そうなんというふうなことになるんです。ですから、必ずそういうことになってくるのです。ですから、行政改革そのものの質的なものを問わなくちゃならぬようになってくるんですよ。

そうした場合に、いまだ再び文部省に対してそうしたことを強行あるいは強要する、そして皆さんもそれを考えようとする。そのときに行政サービスは絶対に落とさないということを前提にしながら考えなくてはならぬと私は思うのです。これは総理が政治生命をかけてやるという行政改革ですから、相当強行するだろうと思うのですけれども、そのときに本間に国民の側に立つたものでなく、ただサービスをとられたら、われわれは金を出すだけでわれわれに対するサービスは落ちるわけですから、これは大変なことなんです。この点がないように行政改革というものは取り組んでいかなければならぬと思うのですが、大臣の所信を聞きまして終わります。

○田中(龍)國務大臣 私も中西委員の説のとおりだと思います。わが文部省におきましても、第二次臨調を目前に控えて、十二分にその点は心して今後進んでまいりたい、このように思います。

○中西(續)委員 これで終わります。

○三ツ林委員 午後一時に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時六分開議

○三ツ林委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鍛冶清君。

○鍛冶委員 提案されました日本学校健康会法案につきまして、特にこの法案は、行革の問題との絡みもございまして、午前中には、この点について質疑が交わされたようでございます。私どももいたしまして、本法案に対して最終的に判断を下す意味も含めまして、幾つかの疑問点を御質疑申し上げたいと思っております。その中で特に日本学校給食会関係の問題について、時間いっぱい質問を申し上げますので、よろしく御願い申し上げます。

最初に、学校給食の実施主体の責任範囲についてお尋ねをするわけでございますが、学校給食法におきましては、学校において実施されるというふうな規定になっておりますけれども、実施主体というものが非常に漠然としたしておるわけでございます。この点についてどういふふうなお考えを持っておりますのか、お尋ねをいたします。

○田中(龍)國務大臣 お答えをいたします。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に寄与することを目的としたして行われましたものでございまして、学校教育の一環としての非常に重要な役割を果たしております。学校給食は、義務教育諸学校におきまして行われておりまして、当該学校の設置者は、これが実施されるように努めなければならないという趣旨が決められておるのでございます。さらにまた、国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図りますよう努めなければならないとせんが、ただいまの御質問は、当該学校の設置者という点に相なっております。

○鍛冶委員 当該学校の設置者の責任ということ、一応行政機関の責任ということになっておるのだと思ひます。

その学校給食に要する経費の負担ということにつきましては、学校給食法の第六条で、設置者の負担というものは、施設、設備費となっておりまして、また施行令の第二条で、学校給食に従事する職員の給与その他の人件費というふうになってい

るようであります。また、その中で、さらに施設及び設備の修繕費を負担すべきであると規定されておるようであります。それ以外の経費につきましては、原則として保護者負担になっておるようであります。

この保護者負担も、大きく分けまして、一つは食料費、二つ目には光熱水費、こうなっております。光熱水費は、文部省としては、設置者負担とすることが望ましい、こう指導されているようでございます。設置者である市区町村等も、設置者負担というふうに努力をして、保護者といひますか父兄負担を軽減しよう、こういう方向で努力はされているようでございます。ですが、必ずしもそうはいってないようでございます。

特に食料費についての供給体制の整備、これは大変必要だと思ふのですが、この整備について、市区町村でも若干負担をされているようでございますけれども、この供給の責任ということ、これは最終的には給食の実施主体が負つておるものである、そこらあたりで責任を持つべきであらう、このように思ふのですが、この点についての御見解をお尋ねいたします。

○柳川(鶴)政府委員 先生御指摘の学校給食の実施は、義務教育諸学校において行われるわけでございます。したがって、保護者負担となつておる給食費につきましては、学校がこれを預かりまして、それを財源として食料の調達ということが具体的に行われておるわけでございます。また、共同調理場などにおきましては、そこで給食材料費をもって調理に当たるといふ仕組みでございます。これに對しまして、設置者あるいは国・地方公共団体は、学校給食物資の円滑な確保がなされるための幾つかの施策を講じてきておるわけでございます。国といたしましては、まず保護者が負担すべきものとされております食料費に關しまして、学校給食費の支払い困難な要保護、要保護児童生徒に対する給食費を無償とするための補助政策、また小麦粉流通経費の補助あ

ての今後のお考えをお聞かせをいただきたいと思
います。

○柳川(電)政府委員 御指摘のとおり、学校給食
用米飯の導入に当たりまして、価格の値引きとい
うことを進めてきております。これは、それなり
に効果を上げてきております。先ほど申し上げ
ましたとおり、いまこの米飯導入の完全実現を期
している大きな活力にもなっております。これに
まして、この値引きにつきましては、私も今後
とも、農水省の御理解ある措置を期待して努力し
てまいりたいと思っております。でございます。

○鑑治委員 この米につきましてですが、特に日
学給が指定物資を扱っているわけですが、午前中
も恐らく議論になったと思いますが、行革との絡
みでこの日学給が特に従来からその対象として論
じられてきたようでございますけれども、こうい
う日学給でいま扱っている特に米の点について、
地方の食糧事務所と、それから都道府県学校給食
会との直接売買という点にして日学給から外し
ていく、ないしは米穀取扱店または米屋さんの協
同組合というものと地方教育委員会や学校との売
買契約といった形にすることはできないのか、こ
ういう点について農林省からお見えになってい
ただいてお聞きしますが、お答えをいただきたい
と思っております。

○下説明員 学校給食用の米穀の取り扱いの問題
でございますが、食糧庁といたしましては、米を
売却いたします場合には、倉庫におきまして玄米
のまま売り渡すというルールにいたして、これが
おのりでございます。したがって、これが
実際に学校給食で消費されますためには、その倉
庫から引き取りまして精米工場で精米をいたしま
して、さらに、それを必要なときに必要な数量
を、的確に各給食現場と申しますか、学校なり炊
飯センターに運び込む、こういう機能がどうして
も必要になってくるわけでございます。

その間には、相当のコストも要するわけござ
いまして、いま日学給には、そういうコストをブ
ールいたしました、的確に、そういう供給が一本

の全国均一の価格で行われるというようにしてい
ただいておるわけでございますが、直接県学給に
売却するという点にいたします場合には、そう
いうようなブール機能が果たせなくなるというこ
との結果、そういう売却後の流通あるいは揚精等
の経費にばらつきがございしますので、学校給食上
大きな意義を持つております一本価格での供給と
いうことができないものではないかという問題
点があるかと思っております。これはまた食糧庁の
売却の原則といたしまして、売却するに当たりま
して代金を前納していただくということにしてお
りまして、現在、この前納を、いわば日学給の
特別立法に基づく全国的な組織であるというその
信用力によりまして一括調達をいたしまして、や
つていただいておりますわけでございます。

県学給に対して売るとなるとした場合に、そういう
機能がどうなるだろうかという点も問題もある
うかと思っております。そういうような点を考えま
すと、私もまたいたしましては、引き続き日学給の
一括扱いというふうにさせていただくのがいいの
ではないかというふうな考えをしております。

それから、米屋から今度は学校へ直接やること
にしたらどうか、こういうふうな点もございま
すが、先ほど御質問ございましたように、この学校
給食用の米穀につきましては、私もまたいたしま
しても、私もまたいたしましては、六〇%とか七〇%
とかいう値引き率で売却をいたしております。し
たが、いま、これが一般の米とまじり合うよう
なことになるかと大きな問題になりますので、
やはり特定の公的な性格を持ったルートで流す
ということでありまして問題が起るのではない
かというふうな点もございしております。

○鑑治委員 いま御答弁の中で全国同じ価格でと
いうようなことがございしたけれども、これは
流通経費その他を見込んでみると、全国的に果
してそういう形でいっているのかどうか若干疑問
もあるわけですが、こういう点について、日学給
から県給食会、それから学校への売り渡しという

流れのようでありまして、その価格の点に
ついてはどういうふうな形になっているのか、重
ねてお尋ねをいたします。

○柳川(電)政府委員 米穀の売り渡し価格でござ
いまして、いま御説明いたしましたとおり、全国
同一価格になっておまして、五十五年度では一
キログラム当たり学校売り渡し価格が、通常価格
分につきまして百三十八円五十銭でございます。
特別価格分につきましては百一十二円五十銭とい
う統一価格でございます。

○鑑治委員 次に、小麦粉の方に移りまして、小
麦粉についても日学給がすべて取り扱っている
という形でございますが、これを県学給に取り
扱わせるというふうな形、これはやめたときに果
たして可能なのか、できるのかできないのか、ま
た、どういった判断をなさっておるのか、これも農
林省の方に答弁をお願いします。

○下説明員 小麦粉につきまして、先ほど米に
ついて申し上げたと同様の問題があるわけござ
いまして、政府といたしましては、たとえ輸入
表でございまして、港の倉庫で原麦のまま売
るという点でございまして、それを製粉工場ま
で引き取りまして、製粉工場に粉にしまして、ま
た粉の場合には、米と違ひまして、いろいろな
の製品をつくるというふうな機能もあるわけござ
いまして、そういうことをやりました上で統一
的な規格のものを、これまた全国一本の価格でパ
ン製造工場に運び込むという機能が必要なか
らざるわけでございます。

先ほど申しましたと同様に、米以上にいわばそ
の関係のコストのウェイトは高いわけございま
して、その間の均一価格でということ考えま
すと、やはり日学給で一本に取り扱っていただく
ことがよろしいのではないかとこのように考
えております。

特に製粉工場の場合には、いろいろな、先ほど
申しました表をブレンドいたしまして統一的な規
格をつくるという機能もあるわけでございます。

で、計画的に大量のものを粉にひく、小麦粉をつ
くるといことが非常に重要でございまして、県
学給ごとにそれが分かれまして、そういう小麦粉
をつくるコストという点から申しまして不利な
面が多くなるのではないかとこのように考
えておる次第でございます。

○鑑治委員 小麦粉も、最終的に学校に行くとき
には、パンとして行っているようでありま
すけれども、これも全国で同一価格にするとい
う一つの大きな目的であるかと思
います。その価格の点について、途中いろいろ経過がある
ようですが、おわかりのようでしたら、いまお答えが
いただけるようでしたら、製粉業者からの買
入れ価格、それから県学給への売り渡し価格、そ
れからパン工場への売り渡し価格、一袋二十五キ
ロ当たりの価格、そういうものをここでちょっと御
報告いただきたいのです。

○柳川(電)政府委員 御指摘の小麦粉でござい
ますが、全国同一価格で供給いたしておりま
す。五十五年度の価格は、一袋二十五キログラム当
たり買入れ価格が三千二百円でございます。パン工
場への持ち込み価格、これは県学校給食会への
売り渡し価格と同じ額でございますが、三千百六
円となっております。これによりましてパンが
つくられておまして、そのパンは、先生御指摘の
とおり、粉も全国同一価格、パンにつきましても、全
国同一価格が保持できれば望ましいのでござい
ますけれども、地理的ないろいろな事情がござい
まして、加工賃等に差があるという点で、現在
は県内同一価格でパンが僻地の子供達にも供給さ
れるという点が維持できておるところでござい
ます。

○鑑治委員 確かに、これは県内では同一価格と
することが望ましいというふうな点にござい
まして、いざ知らぬところがあるようではござ
いませぬ。これはやはり私も先ほど申し上げまし
た、文部省でもお考えのような日学給で扱うにつ
いて、良質で適正な価格で安定的供給ということが
うたわれておるわけですが、この点について、こ
れはちょっと逆行しているというか、逆らってい

るのじゃないかというふうに思うのですけれども、そこらあたり、やはり統一した形にしていこう方向が望ましいと思うのです。

特にほかと比べて高くなるというところ、どのくらい差があるのか、どういう方面が特にそういう形が出てくるのか、おわかりでありましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

○柳川(電)政府委員 御指摘の点でございますが、小学校の低学年は八十グラムのパンでございますが、これの価格がいま十七円前後でございますが、全国的には一円ほどの幅で差があるという状態でございます。これは材料、粉は同一価格でございます。あと加工賃問題、それから県内の広さによる配送を利用する経費等の面があるわけでございまして、それらの結果、一円の差がついておりますが、この辺の問題は、各教育委員会相互で情報も交換し合ひながら、またパン協同組合の協力も受けるなど、なるべくこの面が調和するように努力しております。

○綴治委員 では、引き続きまして輸入牛肉についてお尋ねをいたしますが、これも先ほどと同じように農林省の方にお答えをいただきたいと思ひます。

輸入牛肉につきましては、冷凍しましたカット肉を輸入して、これを第一次加工して県学給を経て学校に供給するという形になっているようでございまして、これは日学給がこの取り扱いを中止して、そして畜産振興事業団と県学給との契約方式、こういったものを考えていいのじゃないかというふうな気もいたしますが、こういうふうな方式というのは事業団ではやれる体制があるのかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○鶴岡説明員 ただいま先生御指摘のように、学校給食会では輸入牛肉を一次処理をしまして県学校給食会に配分する、分化しているというふうなことでございます。

御指摘のように、事業団は、輸入牛肉の相当部分につきまして、これを輸入し、また調整し、国

内の需給事情を見ながら売却していつているわけでございます。

ただ、事業団の売却につきましては、売却相手は卸とか小売の団体あるいはメーカー等の全国的な団体を対象にしまして、しかも輸入しました港にありまます保管しておる倉庫でそのまゝの姿で売却する、後のカットでありまますとか処理というものは、それぞれのメーカーなり販売業者の段階で行うというふうな仕組みになっておりまして、現在の学校給食会が行っておりますように、輸入牛肉の一定の品質といひますか規格といひますか、品ぞろえをして一定価格で売却するという仕組みは、現在の事業団の輸入牛肉を扱っている実態から見て適切ではないのではないかとこのように考へたわけでございまして。

○綴治委員 適切でないといひますか、やれないといふふうにおっしゃっているのではありませんか、明確にやりにくいといひるのは、いまお答えになつたような形でないといひようでありますけれども、そうすると、逆に日学給でやらなければ別の財団等をつくらなければできないという、結局これをやめても、ほかにそういうかわりのものをつくらなければならぬという形になるとお考えなんでしょうか。

○鶴岡説明員 御指摘のように、もし仮に日学給がなくなつた場合には、それと同じような機能を果たした団体が要するのではないかとこのように考へております。

○綴治委員 次に進ませていただきます、脱脂粉乳について質問を申し上げます、脱脂粉乳につきましましては、利用方途は飲用は四割、調理用が一割、その他が八割ですか、これがパン混入用ということになっていふと聞いておりますけれども、価格は、昭和五十五年におきましては、一キログラム当たり二百四十円というふうにも聞いているわけですが、これは全国同一価格で都道府県学校給食会で供給されているのか、また市価と比べてどのように安くなつてい

のか、ここらあたりをまずお聞かせいただきたいと思ひます。

と思ひます。

○柳川(電)政府委員 脱脂粉乳につきましては、県学校給食会への売り渡し価格は、五十五年度現在でございますが、一トン当たり二十四万円でございます。市価は約四十九万円と見込まれております。したがひまして、市価と比しまして約半額程度で確保がなされておるというところでございまして。また、県学校給食会からパン工場への価格は、他のパン用副資材、砂糖とかショートニング等でございますが、これと混載し搬送している実情でございます。これらにつきましても、いま全給連等におきまして、情報を交換しながら、この面の平準化につきまして検討いたしておるところでございます。

○綴治委員 では、県学給からパン工場への売り渡し価格といふものは、まだ統一じゃなくて、やはりばらばらという点があるのでしょうか。

○柳川(電)政府委員 若干ばらつきがあるわけでございます。

○綴治委員 そこで、また先ほどと同じような質問になりますが、脱脂粉乳の取り扱いを畜産振興事業団で取り扱うというふうなことはできないのかどうか、いわゆる日学給からの取り扱いを中止するといふようなこと、これはできないかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○芝田説明員 お答え申し上げます。

現在、脱脂粉乳の輸入につきましては、国内の乳製品価格の安定のために畜産振興事業団が一元的に輸入するという制度をとっております。その一元的に輸入するのは、国内の脱脂粉乳の価格が非常に高騰したときに限られるという制度でございまして。そして学校給食用の脱脂粉乳は、この制度の例外といたしまして、学童に対して政策的に安価にかつ安定的に脱脂粉乳を供給する必要性から例外的に輸入を認められておるものでございまして。そして輸入の主体といたしまして、日本学校給食会が輸入割当てを受けまして輸入を行い、都道府県学校給食会を通じて学校に供給しているところでございまして。

このような制度のもとに、畜産振興事業団は、国内の乳製品の需給と価格の動向を見まして、その安定を図るために、その価格の状況に応じて価格が非常に高騰したときに限りまして、買入れ、輸入等を行うということになっております。この一元輸入制度の目的がそういうことでございまして。この事業団が一定の需給分野でございまして学校給食用の脱脂粉乳をコンスタントに入れますというところは、このような制度及び事業団の目的から非常に離れておることをやることになるという難点がございまして。

また、畜産振興事業団は都道府県学校給食会とのつながりもいまいまございまして、このような脱脂粉乳を的確に各学校に配送できる組織を持つていない実情でございまして。その意味では、学校給食用の主要な物資について取りまとして、各学校に供給しておられる日本学校給食会及び都道府県学校給食会の体制を利用させていただくことが、結局は合理的であり、円滑であり、コストも少ないので適当ではないかというふうに考へる次第でございまして。

○綴治委員 では、指定物資の方は、これで終わらせていただきます、次に、承認物資と言われ

る物資についてお尋ねをいたしたいと思ひます。日学給は、昭和三十年に特殊法人として設立されて発足をしてきているようであります。いままでいろいろお尋ねをいたしました指定物資四品目のはかに、承認物資として二十四品目を取り扱ってきたというところでありますけれども、今年度はそれが三品目少なくなつていふことですね。これはどういふ理由か、ひとつ歴史的にといひますか、いままでの経過の中で承認物資といふものはいつごろから取り扱うようになったのか、その年度別の増減といふものがわかればお聞かせをいただきたいし、また、この承認物資を取り扱うようになった要件と申しますか理由と申しますか、そういうものをひとつ最初にお聞かせをいただきたいと思ひます。

に、指定物資供給業務等に支障のない限り、あらかじめ文部大臣の承認を受けまして、父兄負担の軽減、国内農水産物の使用奨励等の観点に立つて供給を行うようにいたしましたものでございまして、たとえばグレープフルーツの自由化でわが国の柑橘、果物の問題が起りました。そのときに学校給食でミカンの使用奨励が図れないかということが大きな課題になりました。そのことによりまして、たしか四十三年ごろかと思いますが、ミカンのかん詰めによりまして、学校給食への柑橘類の導入ということを具体に取り組んできた、その結果、いまは一七％程度でございますが、当時でございまして、営業用ミカンかん詰めの約六割は学校給食に回った、このことによりまして、学校の果物の活用による食事の多様化に大きく寄与したというそのときどきの動きもございまして、現実には、いま御指摘のように二十一品目に及んできたという経緯でございます。

○鐵治委員 いまのお答えの中でも若干触れては
おられたようでありますけれども、指定物資の方
は、先ほどからいろいろ御質問も申し上げて、ど
うも外してしまふのはなかなか厳しいのかなとい
う感も受けないことはないわけであります。しか
し、この承認物資というものについては、あつさ
り民間業者に任せるとかいうことがむしろいいの
じゃないかという気もするわけですけれども、そ
ういう点についてひとつお考えをお聞かせいた
だきたいと思ひます。

○柳川(覽)政府委員 先ほどお答えいたしましたとおり、学校給食では大体国民消費の百分の一、一％ほどの物資が消費されております。この学校給食の物資は、年間を通して予測され、計画される需要でございます。しかも給食費は保護者負担でございますから、一方で学校における物資調達の問題、この面に対しても、できる限り学校の御苦勞を少なくしていくというような面もございます。して、民間の協力のもとにできる限りまつまつた

このことにつきまして、四十五年の保健体育審議会が大きな答申をいただきました。学校給食食物資需給体制を民間の協力も得ながらそれなりに整えていけということがございまして、今日、日本学校給食会での一部物資の扱いが広まってきたというところ、また都道府県の給食会が整備されてきたということがございます。このことは先生、責任のところで御指摘のとおり、学校において公的な仕事として学校給食が行われる、その中でできるだけ物を計画的に取りまとめ、いく努力はそれなりにすべきだ、そのことが品質、また価格の安定化に資するということとございまして、その間に民間の大きな活力がそれに向かって協調した形で動き得るならばということが最終的なねらいでございます。

現に、指定物資の小麦等はほとんど中小のパン業界が全国津々浦々にわたって取り組んでいたのだいておるわけでございまして、そういう面で、決して大手だけじゃなく、むしろ中小の流通業界、それが大きなまとまった力を持っていたかく、それと、学校給食会側ができる限り窓口をまとめていく、そことのつながりが基本的な方向であろうと思つておきまして、その面で、いま二十一品目、それぞれの国内産物資の使用奨励あるいは価格の低廉化等々のそれなりの事由がありますが、これから、民間の生産者、消費者、流通業者、それぞれが、それぞれに責任をもち、それぞれに役割を

今後、いろいろな健康会で検討をしながら、民間の十分な協同関係でこの辺の運営を図っていくべき課題であらうというふうに感じておりまして、直ちに承認物資について、もうそれなりに目的を達して取り扱う必要なしとした物、ことしも三号目を整理いたしておりますが、今後、学校給食の安定した良質な物が子供たちに渡るという観点に立つて、民間業界の協力のもとに取り組みをしていくことでこの問題は対応していきたいと考えております。

○鍛冶委員 この件については、私たちが漏れ開くとくところは、民間業者からもお役所仕事はよそ

「そういふところから、いまの、これは行革の一環との絡みの中で、あつさり民間業者に任せたらどうかというお尋ねもしたわけですが、そうできない理由も、いま御答弁の中に幾らかございまして。

これについて、もう少し突っ込んで端的にお尋ねをしたいと思いますのですが、これは何でも父兄負担にはね返ってくるのが一番問題にならうかという気もするのですが、仮に承認物資すべてを民間業者に任せたという場合、現在、日学給、県学給からずっと続いていっている変わらない価格でどういった関係の品物が供給できると考えられるのかどうか、この点についてお聞かせいただきたいと思っています。

○柳川(愛)政府委員 学校給食費の年々の増高は物価の上昇とともにございます。最近は一けた台の上昇でございますが、十数%の増高を来すというところで、その面から物価上昇につれて、三学期の末あるいは二月から学校給食が開かれないうというふうな事態が幾つこつてまいりました。そういう事態を避けるためには、学校で使用した物資が年間を通して価格変動があるわけでございりますが、できる限り同一価格で安定した供給がなされることの機能がどうしても必要だということと、私道すまじき交社会は、どうも限りの設備

て、都道府県の学校給食会が、できる限りその割りを果たしていくといふことの取り組みがなされておりました。それに對して、都道府県の給食会関係者の方からも、全国でまとめて確保することに利がある物について取り組みの要請はあるわけでございまして、それらのことを全部外していった場合に、物によりましては、民間流通は大きな流通でございしますから、その方が安くなるという物も確かにあるかと思いますが、全体としての安定供給を図って確保を図るというためには、それなりの物が大きなまとまりで確保されていくといふことが、この種の全国的な規模での集

進むということ、具体的にいま日学給で供給しているものをやめたら、その際に、民間で扱った場合に幾らになるのかということが、ちょっとお答えしかねて恐縮でございますが、基本は、すべての物が行えるわけでございますんで、やはりそれなりの事由がある物をそれなりに取り組んでいくということ、民間の協力のもとでの給食物資の円滑な体制は、これからの大きな課題であらうと存じております。

○**総務委員** 先ほどのお答えの中では明確でなかったものに、取り扱い品目の年次的な変化がございます。さつきも局長にお答えいただいた中で、今年も三品目を減らした、こういうようなことでありますが、私の方でいただきました資料によりきくと、一番多いときで昭和五十二年度二十八品目を扱っておられた。それまではだんだんふえてきて、それ以後はだんだん減ってきて、ことしは三品目を減らすということです。

これは、さっきお尋ねしたごとと絡みますが、減らしていかれているということは、計画的にずっと減らしていけば、承認物資は扱わなくていいという状況になるのかどうか、そういう点を再度お尋ねいたしておきます。

○柳川(寛)政府委員　御指摘の承認物資の年次的な扱いの問題でございしますが、確かに石油ショック以後における給食費の増高は大きな問題でございました。その給食費で適正な給食を賄うといふために、県の学校給食会等への期待が学校から強くあつたことは事実でございます。それらが反映して御指摘のような二十八品目等になつてきたことも事実でございますが、すでにこれらの物資の中には、産地直結等で具体的に動いておるところもございしますし、たとえば牛飯のものとよろしく米飯推進等の先導的役割りをしたようなものもありますので、そういうものは必要なしとして、一回三品目を取りやめたということでございます。

これらのそれなりの役割りを果たした物につきまして、県給食会なり地元流通業界の共同化がいま進んできておりますが、それとの歩調が合うようなものにつきましては、私どもも、日学給でわざわざ扱う必要なしとするのは整理をするというところは方向であらうと考えております。

○鑑治委員 これは私どもの方に話として伝わってくるのでありますが、学校と契約の際、県学給の承認物資につきまして民間業者との入札制をとなさざるやならぬというふうになっておるようですが、これがどうもそうならないという批判等もちらちら耳にするわけですが、こういう点について文部省はどういうふうにお考えか、どういう指導をなさる用意があるのか。

さらに県学給等で、僻地や離島に対する物資供給というめんどうな点とをやらすに、都市部の交通の便のいいところをやつて、不便なところは民間業者に任せているのではないかと、こういう話を私どもは耳にすることがあるのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○柳川(慶)政府委員 競争入札の問題でございますが、競争入札で低廉なものを確保することは一般のことかと思ひますが、学校給食の物資は百九十日、毎日の物でもございまして、また、これ自体大きな量をもって予測され、計画された需要でございまして、したがって、これが競争入札の対象課題として常にあるべきかという点については、相当研究を要する問題ではないかというふうに私自身は感じております。

と申しますのが、食品の新しいいろいろの開発がございまして、この食品に対して的確な選択をするということには、それなりの知識を要しますし、また検査体制が必要でございまして、都道府県給食会に補助金を出しまして、食品検査体制をいま整備しつつありますが、そのことによつて責任を持つて良質なものを確保する、その良質なものの上で安からう悪からうでない的確な安定した価格ということ、計画的な大量確保によつて確保していくということへの努力、これがいま給食側で

なすべき責任であらうというように感じております。

その面からの取り組みにつきまして、物によつては競争入札もあると思ひますが、必ずしもそれがなじまないものもあるかと思ひます。この辺の研究が、これから大きな課題だというふうに感じておるところでございまして。

○鑑治委員 若干答弁の足りないところもあるようですが、時間が迫つてまいりましたので先に進みます。

日学給で取り扱っている承認物資の点について、私どもの方で資料をいたいたわけですが、その中で二十四品目を五つの項目に分けて私ども一つ一つ申し上げまして「学校給食に不可欠の準基幹物資」というのが一つ、それから二番目に「国内農水産物の使用奨励に資する物資」、三番目に「外国の政府関係機関のあつせんにより、低廉な価格で供給できる物資」、四番目に「学校給食用として特別の規格を設け、高い品質を確保する必要がある物資」、五番目に「その他」、こういうふうになつてゐるようです。

実は時間が参りましたので一つずつお尋ねができませんが、また時間がとれるようでありましたら、こういった点も御質問申し上げたいと思ひますが、その中で一つ、四番目に「学校給食用として特別の規格を設け、高い品質を確保する必要がある物資」、こういう形の「いちごジャム」と「トマトケチャップ缶詰」、この二つが挙げられてゐるわけですが、これはたとえは個々の説明を見ますと「いちごジャム」については「パンの添加物として使用頻度が高く、学校からの要請強い、特別の規格を設けて、高い品質を確保する必要がある。」、こういうふうな説明をいただいているわけですが、これはこれでそうかなと思ひますが、しかし、最初の御答弁にありました中で、日学給並びに県学給が扱つてゐる比率というものは、全体の一〇%ちょっとですから、本当に高い品質を確保すると言つても、この品物を全部

全学校で使つていけば、それは確かにそうとも思ひますが、民間の業者の方も相当入つてきてゐる可能性がふいふあるわけで、その中でこういうふうな格づけをして、これは一つの例ですが、「いちごジャム」や「トマトケチャップ缶詰」などを範疇に分けておられるというの、ちょっと何か合点がいかない向きがあるのですが、この点についていかがでしょうか。

○柳川(慶)政府委員 これは先生も御指摘のとおり、パンにイチゴジャムを使うというのは、なかなか普及してきております。この種のものは、なかなか品質が多様多様だといふことが言われておりました、その面ではかるべき内容の品質のものも確保するといふことの要望から取り組んでまいりましたものでございまして、さらに、これらにつきましては、すでにこのたびのものは一般にも使用されておるものでございまして、一般使用との関連も考えながら検討してまいりたいと思ひます。

学校給食物資も、やはり基本において家庭の食事とのつながりがございまして、一般の国民の消費となじんでおるもの、そういうものを大事にしていくという基本姿勢もあつたので、それらのことも踏まえながら、御指摘の点につきましては、今後研究もしてまいりたいと思つております。

○鑑治委員 もう時間が参りましたので、これとめますが、お答えの内容が必ずしも十分でなかつた点も若干ございまして、時間がとれるようならば、これは再度議論を交わしたいと思ひますが、本日は、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○三浦林委員長 三浦隆君。

○三浦(隆)委員 日本学校健康会法案の第一条によりまして「児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正な滑な供給等を行い、もつて心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資することを目的とする。」と

いうふうにあるわけですが、規定上のその存在意義と目的は、それはなものであらうと思ひます。

そこで初めに、しかし、それであるならば、なぜ日本学校給食会と日本学校安全会が統合されるようになったのであり、また、なぜ統合されることに反対をしなかつたのであつたのか。反対し得なかつたといふことは、第一に、条文の踏まえて、その存在意義が薄いのではないかと、第二に、統合に反対し得ない何か弱みがあるのではないかと、この点について御説明をいただければと思ひます。

○田中(龍)国務大臣 この統合は、御指摘のようになつて両会の存在意義が薄いといふことだとか、あるいは統合に反対できない弱みがあるからじゃございまして、両会が、いずれも児童生徒等の健康の保持増進に資するものであるといふこととに、両会がみましまして、両会を統合して、これらの業務を総合的に推進することによりまして、心身ともに健康な児童生徒等の育成に資したい、また、この統合は、近年児童生徒等の健康に關するいろいろの問題が生じておりました、児童生徒等の健康の保持増進に關する施策を充実いたすということが、文教行政の上に非常に重要な課題であるといふことから御提案いたしましたものでございまして。

○三浦(隆)委員 この統合が行財政改革の一環として行政機構の合理的再編を図るという観点からなされたものであるとしますならば、単に二つが一つになればよいといふことではなく、そこに働く人々の人数そのものを削減すべきではないでしょうか。たとえば職員数二百九十七名、それが二百九十四名とわずかに三人しか減つていません。これでは看板を塗りかえただけであつて統合したことの意味はないと思ひますが、いかがでしょうか。

○柳川(慶)政府委員 御指摘の点でございまして、学校給食会と安全会の統合によりまして、まず役員の方につきまして五人、常勤二人、非常勤

三人を削減することといたしております。また職員につきましても、御指摘のとおり二百九十三人とすることといたしております。健康会は従前の両法人の業務を引き継ぎまして運営していくものでございます。

御指摘のように、大幅な職員の削減は実際には実行できないものであるというように考えます。この問題は、今後の、統合後による総合的なまた効率的運用等によってさらに詰めていく課題であらうかというように考えております。

○三浦(隆)委員 二つが一つになったということは、少しでも行政改革、よけいな金をできるだけ省きたいということがその主旨だと思っております。役員数十三人が八人に減ったといいますが、場合によっては半減するくらいの姿勢がいいかもしれないし、特に職員の場合は、ほとんど異動がないということに問題があるわけですか。ここでは、いわゆるその人たちの首を切れと言っているわけではないのであって、配置転換などが考えられないか。あるいはまた、退職者が抜けた場合に、それを補充するときに少し減らすということができないだろうか、そんなことを考えたのですが、いかがなものでしょうか。

○柳川(寛)政府委員 具体的に申し上げまして、この両法人の統合が決定して以来、すでに定員削減で三人の削減を行ってきておりますし、また統合時に一人の削減ということで、いま御指摘のように四人が減少してきておるわけでございます。

職員の方々は、いままで学校安全会、学校給食会の業務に専念してまいってきておるわけでございますし、それなりの仕事は今後も継続するわけでございます。今後さらに、この面につきましては、より効率化等の問題での課題であらうというように感じておるところでございます。

○三浦(隆)委員 過去に二度ほど、昭和四十二年の閣議決定あるいは昭和五十年の閣議了解で、政府の方針として日本学校給食会の廃止が決定されていたようです。ということは、学校給食用物資の調達、日学給が存在しなくても可能だという

ふうなことになるでしょうか。

○柳川(寛)政府委員 御指摘の四十二年の閣議決定におきまして、口頭了解でございますが、当時の日学給の取り扱い物資が指定物資としては一つでございます。脱脂粉乳でございます。これを政府間交渉で輸入して供給するという仕事で、国内産の牛乳に切りかえるということになりました。この飲用の脱脂粉乳の業務がなくなる、そのことから、それなりの目的が達成されたということと廃止ということになったわけでございますが、そのときすでに、わが国の学校給食につきまして大きな動きがございました。

一つは、わが国の農産物の国内生産の高まりの問題、それと学校給食との結びつきの問題が大きな課題でございました。生乳の切りかえもその一つでございますが、そのときにすでに、米の使用問題が大きくなりました。先ほど申しました国内産の柑橘等の使用問題、そういうような奨励の問題等が大きな課題としてあったときで、文部省といたしましては、将来の学校給食の充実発展を考えると、日本学校給食会による基本物資の扱いは欠かさないという強い信念を持しまして、閣議の口頭了解のたし書きで、基本物資の取り扱いに大きな変更があった場合は改めて検討するということと、その後、小麦粉の扱い、また米穀の扱い、輸入牛乳の扱い等が行われてまいりまして、わが国の国内産物資の使用奨励と子供たちの健康育成につながる学校給食の結びつきの課題にたえてきておるということでございます。

そのような動きの中で、今日、日学給がそれなりの円滑な物資供給、それを通して学校給食の健全な発達に寄与してまいったわけでございます。決して、いま存在の理由がなしということではないというように存じております。

○三浦(隆)委員 学校給食は、過剰米の処理など余剰農産物の消化場として欠かすことのできないマーケットであるという意見を言っている方もいるのですが、これについてはどうお考えでしょうか。

○柳川(寛)政府委員 米飯給食の導入に当たりまして、保健体育審議会にお諮り申し上げましたが、その結果「米飯給食は、食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせるなど、教育上有意義であり、わが国の食糧資源を考慮した日本人の食生活を再認識して、これを積極的に推進すべきである」とという御答申をいただいて、米飯の導入に踏み切っております。千六百万の子供たちがこれを受けておられます。したがって、大変な消費の対象になるわけでございますが、子供たちが心身ともに健全にというねらいが学校給食の目的で、それとマッチする形でこの面の取り組みをしておるところでございます。教育上の配慮も十分考えながら取り組んでおるということでございます。

○三浦(隆)委員 先ほどの昭和四十二年の閣議決定や何かの際に、少なかつた職員の人がむしろだんだんとふえてきていて、一つには扱う物資がふえてきたからなんだといった場合に、いまのお米や何かの問題も当然浮かんできたわけでありまして、結局、子供たちは私たちの世代よりも、パンだとかあるいはスパゲッティだとかそうしたものを変えておる。そうした中に特にお米を言う以上は、お米を子供たちに与えることのより積極的な意義がなくなっていくかろうと思うのであります。

〔委員長退席、中村(喜)委員長代理着席〕単に売残っているから、古米や古々米の対策上やむなく使うというのでは、余り意味がないのであって、むしろ積極的に米を食べさせる方が子供たちにとってよいことなんだ、そういうふうな自信を持った答弁をもう一つつけ加えていただきたいと思っております。

○柳川(寛)政府委員 正直に申し上げます、米飯導入の問題が大きな課題になりましたときに、私も学校の先生の御意向を聞きまして、その際に、農家を一軒一軒回って、あなたのつくっておられるお米よりもパン、ミルク、おかずによる給

食の方が子供が大きくなるのですということを父兄に言って歩いて、この問題を進めてきたということをお聞きしました。

そこで、私も文部省としては、米飯導入は日本の学校給食としてきわめて重要なことである、ようやく学校給食に米飯が導入できる生産状態が来たということですが、これにはやはり教師の方々、保護者の方々の十分な理解を得て進めるべきであるということで、私どもは、四十五年から実験学校ということで慎重な取り組みをして、今日、年次計画に入った次第でございます。わが国の今日の食糧事情、その中に大きく恵まれた米の生産があったということは事実でございます。また米による大きな文化が形成されたということも事実でありまして、農は国の大本、農村は民族の活力の源泉ということが言われており、都市における子供たちの生命の保持ということも、まさにそのことのつながりでございます。その面の米を通してのつながりということは、教育の上でも大変重要なことであるというふうな認識を持っておるわけでございます。

ただ、長年そういう経緯がございましたので、いま素直なことでございまして、さらに先生方や多くの方々に米飯導入が素直なことであるという御理解を受けながら、わが国の学校給食の確立、日本の食文化とのつながりとしての学校給食ということを期しておるところでございます。

○三浦(隆)委員 また、同じ米であっても、やはり米にはおいしい米もあれば、余りおいしくない米もある。新米はうまいし、古米、古々米やどうにもならないだろうと思うのですが、子供たちに食させる以上は、学校給食は一方でおいしくなという評価もかなりありますから、それなら、おいしいお米を積極的に安く食べさせるように切りかえていただきたいと思います。少なくともパンやその他栄養その他をいろいろと考慮して、お米の方がよいのだという積極的な意義づけをぜひつくってほしい。だから、余ったからというふうなイメージはもう捨てていただきたい

というふうに思います。

そこで、学校給食が大量に、大ぜいの人を一遍で扱うという点もあるでしょうが、一般に冷たいし、あるいはまずいという評価が大変強いのです。あるいはそこで使われている食器が刑務所的で、どうも粗末過ぎるのじゃないかというふうなものもあるようですから、学校給食にそういう惨めな思いがないような方法は考えられないでしょうか。

○柳川(慶)政府委員 最初のおいしいお米をということでございますが、これにつきましては、食糧庁の方でも大変御理解あるお取り組みをしていただいております。いま実際に学校給食に供給するお米は新米であって、しかも、その中に銘柄を四割は混入するというところでございますから、通常の標準米よりもおいしい米飯が供給されておるということでございます。

しかし、先生御指摘のとおり、冷たいということであって、せっかくのおいしいお米も価値がなくなるわけでございますので、集団給食における温食料理あるいは冷食料理の温度管理は、きわめて重要な問題であり、また、むずかしい問題であると思っております。

そこで、学校給食におきましては、汁物などを入れる保温食器、これは断熱処理したもののや米飯の加温保温庫などの設備を進めております。また一方で各種の研究會、講習会を行いまして、適温給食の献立や調理法あるいは調理用機械器具の活用等を図るという講習を行ってござるところでございます。

また食器につきましては、いま日本学校給食会で新しいものによる食器の開発がでないかというところで各方面のお知恵をかりて、その面の食器開発もいたしておるところでございますが、何分にも大量のもので手間の問題がございまして、なかなかにはし、スプーン、フォーク全部そろえうというまでに至っていない現状はあらうかと思っておりますが、今後大いに努力、研究すべきことと思っております。

○三浦(隆)委員 食べ物がおいしくなるとか、まずいというのは、きわめて料理人の技術にもかかってくるところで、同じ材料なり同じ費用でやっても大変な違いがあるかと思うのです。ときには関係者の方も実際のあれを食してみても、まず過ぎるような業者は切つて、おいしい業者へと切りかえるぐらゐのそういう発想も持つてもらいたい。いわゆる同じ型ばかり続けられたいというもののじゃなからう。よりおいしくつくれるように、より子供たちには喜ばれるように、それが子供たちが残さないで済む一つの方法だと思えます。逆に、つくり方が下手だと偏食を強いるようなことにもなり、かえって大変なマイナス効果になってしまうのじゃないかというふうに思います。

さて、その次ですが、民間業者の中には、中小企業の健全育成が国の方針であるにもかかわらず、日学給は、文部省の支援を得て、あるいは物価安定供給基金などの活用などによって、民間業者による学校給食用物資の取り扱いを著しく圧迫してきた、これは中小企業の健全育成に反するのではないかと、いふふうな意見も聞かれるのですが、いかがでしょうか。

○柳川(慶)政府委員 一部にそういうような御指摘もあることは承知いたしておりますが、たとえばパンにつきましては、日本学校給食会から供給する粉、これには脱脂粉乳その他栄養素も混入した粉でございますが、これを使用してパンをつくることにいたしております。いま二千数百軒のパン屋さんが全国にございまして、これはほとんど中小のパン屋さんの学校給食パン協同組合の傘下の方でございまして、その主体は、大工場ではなく中小のパン屋さんが学校給食を支えてきてくれたというのが実態でございます。

また、一般の物資につきましても、必ずしも大手の直販営業所による体制だけではなくて、学校は全国津々浦々にございまして、きわめて小回りのきく形が要請されまして、中小の流通業者の御協力、朝早くからのお取り組みで今日まで来ておるわけでございますが、それらの方々の立場を

十分配慮しながら、大量の学校給食の消費物資の円滑な確保を図るということ、あらゆる面で努力すべきであらうということでございます。

最近、各地に流通業界の協同組合が進んでござっております。県学校給食会等がそれらの方々と十分意見交換をしながら、それぞれの持ち味を生かしつつ協調の体制づくりが進んでおるといふように受けとめておるところでございます。決して日本学校給食会の存立、また都道府県給食会の取り組み、それと中小企業との間のただあつれきだけで終わる問題ではないという共同の形が、つくり上げられつつあるということ強く信じておるところでございます。

○三浦(隆)委員 日学給の物資の売買は、方法、値段などどのように行われてきたのでしょうか。もちろん、その売買は適正を期せられたと思えますけれども、入札方式なり見積もり方式についての御説明をお願いいたします。

○柳川(慶)政府委員 日学給の取り扱う物資の売買につきましては、供給の相手方が決められております。これが県の学校給食会になるわけでございますが、価格等につきましても、法令の定めるところに従って営利目的の介入の余地がないような取り扱いで進んでおるわけでございます。いわゆる指定物資につきましては、その売り渡し価格につきまして文部大臣がこれを認可するという形をとっております。また一般物資の売買におきましても、その価格等につきましては、指定物資に準じまして、適正な価格を算出して供給できるという努力をなされておるところでございます。

○三浦(隆)委員 都道府県学校給食総合センターといったものの設置あるいはその拡大化ということとは、日学給事業の拡大化であり、それだけ民間業者を圧迫することになるのじゃないか、あるいは特にそうしなくても民間ですでに十分にできているのだ、むだな二重投資なのではないかというふうな御意見もありますが、いかがでしょうか。

○柳川(慶)政府委員 学校給食の物資につきまして一番大事なことは、この食品は適正であるということの確認でございます。

それをだれがするのかというところでございまして、今日、多種多様にわたる食品開発が進んでおります。その面で消費者の自己防衛と申しますか、そういう面をだれが行うのか、個々の学校ではございまして、なかなか個々の学校だけの体制ではできない問題がございまして。

そこで、都道府県給食会に食品検査機能を持たせるといふことがまず一つのねらいでございます。現実には、この給食センターの中に食品検査室を設け、必要なものの検査をすると同時に、栄養士等に対する検査技術の講習等も行ってきておるといふことが一つでございます。それからもう一つ、物は、ただ注文するだけではわからないのではないかと、自分が扱ってみて初めてわかる。学校に喜ばれると思つたものが案外喜ばれなかった、あるいは日にちのたったものがこのようになつた状態になるというの、やはり自分で扱ってみなくては、給食センターを整備いたしまして、そこで必要な物資につきましても取りまとも、確保にも資していくということを進めて、それに対する助成策を講じてきておるところでございます。この結果、いま全体の約一〇％ほどのものが県の給食会を通して扱われておるといふ実績になつてきておるわけでございます。

この間、需要の窓口がまとまります、買手の窓口がまとまります、それに対して供給業界は、大きなまとまりを持って流通供給していただく、また全国の学校へ計画的な配送にも当たっていただくというふうなことの連携が各地で起こりつつあるわけでございます。決して都道府県給食会が物をまとめることが、直ちに民間の業界の圧迫が上がることを期しておるところでございます。○三浦(隆)委員 日学給でこれまで扱ってきた給食用物資は、指定物資あるいは承認物資を含め

ていまい何品目ぐらになるのでしょうか。

その中で、承認物資につきましては、特に民間業者との間で問題も多いようですから、この取り扱い品目は期限を定め、整理され、縮減化されることが望ましいと思うのですが、いかがですか。

○柳川(警)政府委員 指定物資につきましては、三十年度一品目、脱脂粉乳でございましたが、四十六年度小麦粉が追加になり、五十一年度米と牛肉が追加になりまして、四品目で現在に至っております。

また承認物資は、三十年度一品目でありましたものが、現在二十一品目というところになってまいっております。

この承認物資につきましては、それぞれゆえあって取り組んでまいっておりますわけでございますが、先ほど申しました学校給食の物資の需給体制の整備の中で、この面は必ずしも日学給が取り組む必要なしとするものにつきましては、逐次、県学校給食会なり、あるいは民間業界そのものの扱いの方でゆだねていくという方向は、今後の方向として考えられるところであらうと考えておりますが、父兄負担の軽減、また学校給食物資として本望に望ましい物資の確保ということには、それなりの役割りを果たしつつ、この面の御指摘の点につきましては、取り組んでいくべき課題であらうと思っております。

○三浦(農)委員 特にいまの問題で、指定物資はともかくとして、承認物資のような場合には、民間業者との競合がより十分に考えられるところですから、むしろできる限り減らす方向が望ましいと思うのですが、もう一度その点、簡単に御答えただきたいと思います。

○柳川(警)政府委員 個々の物資につきましては、もうすでに扱ふ必要なしという結論を得た三品目を今年度削除したということでございますが、今後、実態を把握しつつ、この面の減らすべきものは減らす、しかしまた、そのときどきに必要が起ってくるものがありますので、必ずしも減らす一方でこたえていっていいのかという問題もあ

うかと思いますが、方向としては、できる限り民間との協調ということの中でこなし得るような方向を考へるべきであらうと思ひます。ですから私は、日本学校給食会と都道府県給食会が扱ふか、民間かという形じゃない形の、何かその協調関係が生み出されてくるだろうということを期待しておるところでございます。

○三浦(農)委員 食べ物には個人の好みもあるし年齢的な好みもある、あるいは地域的な好みもあるうかと思ひます。画一的な商品のいわゆる食べ物扱いではなくて、その土地の子供たちが特に好むようなものは地域の人、地域の業者が比較的詳しくかろうと思ひます。そういう意味では、こういった地域の民間業者との間の関係を十分ひとつ考へられて、よいいな摩擦が起らないように御考慮いただきたいと思ひます。

それから、給食用物資を扱う業者の数あるいはその業者の選び方について御説明いただきたいと思ひます。

○柳川(警)政府委員 給食物資の取り扱いの業者の選定を、日本学校給食会は業務方法書などの定めるところによつて選定いたしてきております。その取り扱い業者数は、現在百九十二業者でございます。たとえば小麦粉につきましては、製粉会社七十一社ということでございます。一般物資につきましては、たとえばミカンのかん詰め等につきましましては、十五社ほどが対象になっておるといふような状態でございます。

○三浦(農)委員 特に、いわゆる給食用物資の買付けというところで大きなお金が動きますし、そこに特定の業者との結びつきその他が、現実には不正が行われなくても、そこに入り切れない業者から見ると、不正な結びつきがあるのじゃないかという疑いというか、そういうものを待つことがあらうと思ひます。

そこで、もう一度決まったらいつでもその業者を指定することではなくて、随時公正な見地でもって一応だれでもがそこに参画できるようにする、というものを考へられているかどうか、お答

えいただきたいと思ひます。

○柳川(警)政府委員 その面につきましては、指名競争入札の方法もとるなどのことで、流動的な対応をしておるといふふうに聞いております。

○三浦(農)委員 大変結構なことだと思ひます。が、形だけ参画させて、実際には絶対入れないというのでは困つてしまふのであつて、いわゆる本分に公平という見地というものが図られるように十分にお考へいただきたいと思ひます。

その次に、輸入牛肉の枠というものが、現在も二千トンですか、現在どのくらいなんですか。また将来、これをふやす御計画がござるかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

といいますのは、学校給食における肉の比重を高めるということは、發育盛りの子供にとつての栄養を高めるし、また子供は肉が好きですから、給食をおいしくするというために必要なのだろうと思ひます。

そこで、子供本位に考へて、肉というものの今後の見通しについてお答へいただきたい。

○柳川(警)政府委員 五十三年度におきましては、輸入牛肉の枠は三千トンでございました。五十四年度は二千五百トン、そして五十五年度二千二百五十トンの輸入枠の実態となっております。当初見込みましたよりも必ずしも使用が進んでいないというのが実態でございます。鶏肉等が安いというふうなことも、この面にはあらうかと思ひますが、今後とも、大体三千トン程度の枠の確保によりまして、学校給食で輸入牛肉の使用をされ、食事内容の充実にも資していくということを続けてまいりたいと思ひます。

○三浦(農)委員 実はこの肉も、いわゆる本物の肉と、人工肉というのがあるわけでして、子供たちはハンバーグなんかは大変好きなのだけれども、全然まずいというふうに言われるような場合、本物の肉がないのか、少な過ぎて人工肉の方に移つていくのじゃないか。私は現に食べないのかわからないのですが、同じハンバーグを食べても味が大変に違うというふうなことがよく聞かれ

るわけです。そういう点、お考へになったことございませうか。

○柳川(警)政府委員 人造肉と申しますか、人造肉という言葉が余りよくないので、植物性たん白という言葉で言われておりますが、大豆あるいは小麦粉からとりました植物性たん白が大変多く使用されておるといふことは、一般にもハンバーグ等にも入つておるといふことは言われております。これについて学校給食でその辺の使用を積極的に進めてくれなかつたというお話も一時ございした。しかし、これにつきましては、やはり従来なるべく学校給食では生のものを大事にするという基本をとらうということでございますので、それは輸入牛肉あるいは豚肉、鶏肉があるわけでございますが、それらの使用を回つていくという観点から、特にこの植物性たん白の使用拡大について取り組んでおらないということでございます。

ただ、実際にどの程度ハンバーグ等にその面が入つてゐるか、実際にはかなり入つたものが使われておるといふことも一部あらうかと思ひますけれども、特に学校給食側で積極的な奨励はしていないというところでございます。

○三浦(農)委員 いわゆる民間の普通の家庭でしたらば、できるだけ値段を安くしようという点において安いものを使うというところは十分あり得ると思ひます。ただ、ここの場合には、輸入枠の中の肉ですから恐らく大変安いはずなんで、それほど節約することもなからうというふうに思ひます。

実は、子供が特に言うのは、子供たちはハンバーグがとても好きなんです、ところが、本当は好きであるものが食べるたびにまずいと思ひます、おかしな評判に変わつてきてしまふのではないかと。だから、いわゆる肉でなければ最初から肉じゃないということを示明かにしておいた方がいくらかいいものであつて、表示と中身が違ひ過ぎるのは問題なのじゃないかと思ひます。

それから次なんです、輸入牛肉の枠内の仕入れ値というのは本来大変安いと思うのですが、それが売れるときの値段と市場価格との差はどのくらいになっておりますか。

○柳川(豊)政府委員 五十五年度におきまして輸入牛肉の売り渡し価格は、一キログラム当たり千二百八十五円でございまして、市場での相当価格はおよそ二千円程度と見込まれておりまして、その差が七百円ほどの差になるかということでございます。

○三浦(隆)委員 それだけ安いということは、それだけ市販の肉よりもたくさん食べさせられるということになりますか。

○柳川(豊)政府委員 一般的にはそのものだけではそうでございすけれども、牛肉を使用するよりも日本には豚肉がございまして、特に鳥肉等がございまして、これらがかなり低廉で安定して確保できるというような面もございまして、とにかく日本人の食べるものは多種多様でございまして、一概にこの差だけでなかなか使用拡大にはすぐには結びついてないという面がございまして。

○三浦(隆)委員 原価供給をたてまえるという給食物資の受け渡し業務から、どうしていわゆる剰余金とか価格調整積立金というものが出てくるのでしょうか。

○柳川(豊)政府委員 日本学校給食会の物資経理に当たりましては、収支相償うことを目標として運営してきていまして、決して剰余金を出さずというのをねらっておるわけでございまして、結果的に年度の途中における経済情勢の変化等によりまして年度末決算の上で剰余金を生ずることもありまされば、また不足金を生じたりすることは避けられないものであらうと存じております。剰余金を生じた場合は、将来の不足金の補てん及び価格調整積立金として積み立てることになって、将来の事態に対応するようにいたしております。また不足金を年度に生じました場合は、これらの積立金を取り崩しまして補てんい

たしまして、基本的には、年度を越えて収支が相償うようにしておるということでございます。したがって、年度によりまして五十年、五十一年、五十二年は剰余金を生じておりますが、五十二年、五十四年度は不足金を生じておるというようないふれでございまして。

○三浦(隆)委員 剰余金なりでその不足年にそれを補うようにというのとはよくわかるような気がするのですが、ただ、それが先ほど言った物資の安定供給にも使われるということになると、恐らく民間業者にとっては、お米とか肉のようにいわゆる指定物資ならば、これは競争にならぬ、一般物資ならば対等の競争ができるかと思つていたときに、その一般物資の方にも、そうしたプラスの金が入ってきて、特別に潤うようになると、これは歯が立たなくなつてしまふということでの苦情というか、そうしたことが、この問題には出てくるように思ふのですけれども、いかがでしようか。

○柳川(豊)政府委員 指定物資の扱いから生じた剰余金等につきましては、第一義的に、いまお答え申しましたような積立金に充てておるわけでございまして、一般の承認物資の方にどんどん低廉にこれを消化していくということでは、今後の不測の事態に対する対応がでないということもたてまえであらうかと存じます。

ただ、剰余金等が出ておると、運転資金の方でその辺の利子等が助かるという面からのそれなりの効果は期待されるかと思ひますが、第一義的には、積立金で処理していくということであらうと思つております。

○三浦(隆)委員 「総合食品」という雑誌によりまして、日本学校給食会の昭和四十年から同五十年まで、いわゆる業務経理年度別収支支出状況という表が実は掲載されているわけですが、この表によりまして、いわゆる国庫補助金と役員給与と費というものを比べた場合のその比率なんです、たとえば昭和四十年には補助金の七八・〇%が役員給与の給与費になつてしまふ。四十一年で

は同じく補助金の七七・八%が役員給与の給与費になつてしまふ。四十二年度が七七・九%、四十三年度が七六・〇%、四十四年度が七四・六%、四十五年が八〇・四%、四十六年度が七四・一%、四十七年度が七二・四%、四十八年度が七二・四%、四十九年度が六九・六%、五十年度が六三・四%、五十一年度が七三・二%ということ、いわゆる平均しても七〇%以上が補助金のうち役員給与の人員費に消えてしまふということですね。

この補助金が子供たちのために還元されるというのですと、大変意味もあらうかと思ふのですけれども、その七〇%を超えるものがただ人員費で消えてしまふというところが、恐らく大きくいままでの論議でも批判されてきたところなんじゃないかというふうに思ひます。

特に昭和五十四年度になりますと、たとえば補助金として五十四年度十五億九千九百九十七万六千円あるわけですが、そのうち役員給与の給与費は十三億を超えるわけなんです。比率的に言へば八二・一%であります。五十五年では十五億九千万余りの補助金のうち人員費にとられまうところが十三億六千五百万を超えて、その比率八五・九%であります。

とすると、先ほどの「総合食品」という雑誌に載つたとき、まだこれだと七〇%を超えたかなという計算でしたけれども、昨今になると逆に八〇%を超えてしまふ。いわゆる減るのではなくて、ますます補助金の中から役員給与の人員費がふえるということとはちょっと解せないような気がするのですけれども、そうした体質というものは是正されるような方向があらうかと思ふ。

○柳川(豊)政府委員 先生御指摘の点でございまして、日本学校給食会が行う業務運営に要する経費につきましては、国の補助金で見えていくというたてまえをとつておるわけでございまして。また、学校安全会につきましても、安全会が行う災害共済給付の業務に当たる方々の経費及びそれに伴う運営費につきましては、国庫の負担で見えていく

補助で見えていくというたてまえをとりまして、そのことによりまして学校給食物資の売り渡し価格の方に人員費がコストとして入らない、父兄負担の軽減に資する、また安全会の災害共済給付事業の経費の中から職員の人件費が生み出される、使用されることのないようにして安全会の給付事業の児童生徒への還元を期しておるわけでございまして。

したがって、この両法人に対する補助金の中で人員費の占める割合が高いということは、そのような仕組みで取り組んでおりまして、そのことが結果において児童生徒に還元されるということをお願いしておるわけでございまして。

(中村喜)委員長代理退席、委員長着席
したがって、これをやめまうと、その分は父兄負担の給食費等から調達するというような形になりますので、そういうたてまえをとつてきたということ、御理解を賜りたいと思ひます。

○三浦(隆)委員 大臣にちょっとお尋ねしたいと思ひます。
これまでの日本学校給食会あるいは安全会の財務諸表、たとえば財産目録、貸借対照表、損益計算書といったもの、あるいはその決算書というのをこれまでごらんになったことはありますでしょうか。

○田中(龍)国務大臣 規定上は文部大臣に報告ということになっておりますが、御指摘の財務諸表なり決算書につきましては、これは専決規定でございまして、体育局長の方において見ております。

○三浦(隆)委員 大臣も大変お忙しいし、一つ一つはとも目が及ばぬだらうと思ふのですが、しかし今回、その二つが一つになって新しく健康会が生まれるわけです。その法の三十七条には「健康会は、文部大臣が監督する。」と第一項にありまして、第二項に「文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、健康会に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。」という、三十七条一項、二項では、文部

大臣の監督権の規定があるわけです。あるいは三十八条では「文部大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、健康会に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、云々というふうにして、いわゆる報告及び検査の権限を与えられているわけでありま

す。少なくとも実際に帳簿に目を通されなければ、お金が適正に使われているか、使われていないかわかりにくいでしょう。単に下からの報告をお受けになるよりも、実際に目を通された方がその実態に触れることができるだろう、こう思うのです。それじゃないとせつかくの三十七条、三十八条といった文部大臣の監督権限なり報告及び検査権というものは有名無実のものとなってしまうのではないかとふいに思っています。

ですから、少なくともそうした報告だけでもあったときは、ひとつ厳正によくごらんをいただきたい、このように思っています。それじゃないと本当にこの規定が意味がなくなってしまうと思うのです。

こうしたいわゆる行政指導権は、この問題とは全然違つて前に、小樽教育のときにもやったわけですが、行政指導の権限というのは弱いではなくて、行使の仕方によつては現在は大変に強いものであろうというふうに思うのです。ただ、指導をしようにも中身を知らなければ指導のしようがない。言うならば、あつてなきがごとくになつてしまふ。そうしたことのないようになおお願いしたいというふうに思っています。

ということとは、これまで一生懸命担当の方が御苦勞されてきたのでしうけれども、たまたま民間の人やその他の競争相手に立つ人からはあらぬことをとかく言われやすいし、そうでないのだということをはつきりするためにも、こういった客観的な財務諸表というものは進んで公開された方がいいし、公正さということをお図りいただきたいと思うのです。

そこで、私の方は最後に、これから厳しく予想

されております行革のあらしの中に、この健康会というものが絶対に必要なんだということであれば、その存在意義を明確に主張できるようにこれからの日本学校健康会のいき方、あり方というものをひとつお述べいただきたい。

○田中(龍)国務大臣 その前に、ただいま先生から御指摘のありましたような経理関係でございますが、日本学校給食会の補助金というのが同会の管理運営に要します経費の補助金でございますので、御指摘のとおり、業務経理の補助金につきまして、あるいはまた役員員の給与費の比率が高いつとか、あるいは物資経理も含めまして学校給食の全体の経理の問題とか、われわれ監督の責任にありまします者は、指導者といつたしまして御指摘のとおり立場にある次第でございます。

なおまた、局長からもいろいろと御報告申し上げたように、この学校健康会というものの内容、給食の内容といふものが、児童の健康に關する諸施策といつたしまして非常に重要な面を持つておりますので、ただいま御指摘のような、特に業界とかみ合つたような給食あるいはまたそういうふうな問題につきましても、これが批判の対象になりませんように十分に注意をいたしますとともに、学校給食といふものが児童生徒の健康保持のために非常に重要であるということに改めてわれわれも真剣に考えなければならぬ、かような次第でございます。

○三浦(隆)委員 給食会の仕事につきましては、先ほど言いましたように、指定物資はともかくとして承認物資の方は可能な限り減らされる方向をひとつお考えいただきたい。

それからまた、二つが一つになりまして、少ない人数をこれ以上減らすということもなかなかむずかしいでしうけれども、安全会の方の仕事など何と合理化できる点があるならば、ひとつ職員の削減に向けても御努力をいただきたいと思ひます。

なお、ちょっとまだ時間があるのでもう一言だけ。

安全会についてお尋ねをしたいと思うのですが、学校内で暴力事件などが起こつて子供がけがをしてしまふ、あるいは学校外でも暴走族問題などに巻き込まれて子供たちがけがをしてしまふ、そうしたようなことも安全会の業務の中には含まれるのか。

○柳川(寛)政府委員 安全会におきましては、いわゆる学校管理下における事故につきまして救済のための給付事業を行つております。

その範囲は、学校が計画した教育活動の一環としての行為につきましては、学校の内外を問はずこれに該当いたします。また通常の場合に、学校への登下校における通常の通学路での事故につきましても、学校管理下の責任として共済給付の対象にいたしております。ただ、そこを離れまして一般に地域の活動における事故につきましては、必ずしもこの学校管理下とは認めがたいものでございまして、これにつきましては及んでおらないということでございます。

○三浦(隆)委員 いま学校の外はともかくとしまして、学校の内部でかなり校内暴力事件といふものがございまして、場合によると失明に至つてしまつたり、その他耳が聞こえなくなつたりといふか、大変ひどい障害を起こすこともあろうかと思ひます。そういう場合はもちろん入るわけですか。

○柳川(寛)政府委員 この問題は、本文教委員会でも小委員会も設けられまして、真剣な御検討をいたしまして、一昨年度大幅な改善を行ひまして、学校における多種多様、複雑多岐な事故にすべて対応できるような安全会の取り組みという方向を出していただきましたので、それによつて、いま御指摘の点につきましては取り組んでおるわけでございます。

ただ、高等学校につきましては、やはり高等学校段階の生徒がみずから育つという、その観点から生徒に特に事由がある場合というふうな面につきましては、状況の判断を要するということの扱ひにしておりますが、義務教育諸学校におきまし

ては、事故の原因等のいかんを問はず救済の措置を講じておるということでございます。

○三浦(隆)委員 給食についても時代の流れといふものがあるでしうし、校内暴力事件のようなものも時代の流れといふものがあるかと思ひます。健康会が子供供本位に、時代の流れにおくれないように、適切な対応をされることを望みまして、質問を終わらしていただきます。

○三ツ林委員長 栗田翠君。

○栗田委員 初めに行政改革との関連で今度の健康会法を質問したいと思ひます。

学校健康会は、行政改革の一環として法案として今度出されてきたわけですが、閣議決定を見てもわかりますように、放送大学学園の設置が前提になつて二つの法人を統合することになつてゐるわけですね。

○佐倉政府委員 先生のお話でございますが、放送大学学園を特殊法人といふことにいたします場合、特殊法人の数はふやさないという政府の基本方針がございまして、いろいろ勘案した結果、この二つの特殊法人を統合といふことにお願いしたいということになつたわけでございます。

○栗田委員 閣議決定の文書を見ましても「日本学校給食会と日本学校安全会とを、昭和五十五年十月に予定される放送大学学園設置の時に統合する」というふうになつております。

この放送大学学園設置の時期がいまずれてゐるわけですが、もういたしますと、いま放送大学学園については、まだ参議院で審議中でして、成立するかどうかのめどは立っていないわけですから、そうしますと、放送大学ができなければ、当然、この法案は撤回されるということですね。いかがですか。

○柳川(寛)政府委員 先生御指摘のとおり、放送大学学園設置のときに統合するという方針で臨んでおるわけでございます。できる限り早期に放送大学学園法案が成立し、また、それと関連いたしまして、本健康会法案の成立を心から私どもは願つておるところでございます。

○栗田委員　いまと同じ質問を行管にいたしま
す。

放送大学学園設置を前提にしているとお答えになったわけですから、それができなければ当然撤回されますね。

○佐倉政府委員　私は、前提としているというふうに申し上げたわけではないので、この統合は、その放送大学学園設置に關しまして、言葉はあるいは前提ということと同じじゃないかということになるかもしれないが、一つ特殊法人を減じていただくということでこうなったというふうに申したわけでございます。

それで現在、これが延びておるわけですが、このときに統合していただくということで私どもも理解しております。

○栗田委員　放送大学学園設置のときに統合する、これが閣議決定でございます。

大臣に伺いますが、閣議で、設置のときに統合するといふふうになっているわけですから、放送大学学園が設置されなかったら統合しないということですよ。

○田中龍国務大臣 私の立場といいますが、御提案を申し上げました趣旨から申しまして、放送大学は放送大学、この健康会法は健康会法、かように思っております。

○栗田委員 そうしますと、この閣議決定はどうなりますか。

○田中龍国務大臣　私も閣僚の一人でございまして、閣議決定でかつて前大臣がそういうこととお決めになりましたけれども、私は、現職の大臣といまして総理にもお話を申し上げ、また閣議でそういうこともできます。

○栗田委員　そうしますと、この閣議決定、まだこの部分が訂正されていないのですが、大臣解釈でお変えになるということですか。

この閣議決定は五十四年十二月に出されておりますが、日本学校給食会と日本学校安全会とを放送大学学園設置のときに統合するとなっております。だから、いま審議をしていますけれども、設置されなければ統合はしないわけで、いま大臣の

お答えですと、その閣議決定は閣議決定、私の考えは私の考えというなおししゃいましてけれども、決定が変更されない限りは、大臣お一人でお考えを奏えるわけにはいかないと思いますが、いかがでしょう。

○田中(龍)國務大臣 でございますから、五十四年の十二月でございますか、鈴木内閣の成立は五十五年の七月でございます。前の閣議決定を後の

内閣がそれを修正いたしますといいますが、客観情勢の変化に伴いまして、前にそういう前言が本にあったといえしませんが、次の内閣において、こいうふうな放送大学をぜひつくらなければなら

ぬ、それからまた、健康会法は健康会法としてぜひ通さなければならぬ、こういう意思決定をいたしましたことは、当然結構なことであらうと思います。

○栗田委員　いつ変更なさいましたか。

○田中（蓮）國務大臣　いま御提案をいたしておりますので、客観情勢の推移、雲壤を見まして、そして改めて総理と御相談を申し上げたいと思っております。

○粟田委員 これは大変ですね。まだ変更されていないのを提案なさって、これから変わるであろうからやってみればいいのだろうということになりますと、閣議決定の前ものはないがしろにされていることになりましたが、これは大変なことではないですか。

こういうことを前提にしていろいろなことをお決めになったら、これはもう民主主義も何もないということ、大臣独走なことになる。大変なことですね。

○田中(龍)國務大臣 鈴木内閣におきまして、一

例を申すならば、大平内閣でいろいろの施策を決定いたしましたのを、行革という一つの第二臨調をつくりまして、閣議決定を変更することもあり得ることでありまして、また、その逆のこともあり得てよろしいと思います。

○粟田委員　しかし、まだ変更はされていませんね。

○田中(龍)國務大臣 いまのところは、そういう段階でございます。

○薬田委員 そうしますと、これを尊重するならば、放送大学学園がつくられなかったら、統合されないことになるんじゃないやありませんか。

○田中(龍)國務大臣 冒頭申し上げましたように、放送大学は放送大学、健康会法は健康会法でござります。

○栗田委員 審議できません。——ちよつとこれでは審議できません。（発言する者あり）
○三ツ林委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○三ツ林委員長 速記を起こしてください。
栗田委員の質疑に対する答弁につきましては、後刻理事会で協議してまいりたいと存じます。
では、続いてお願いいたします。栗田君。
○栗田委員 行政管理庁、行革の問題でも最初お

答えになりましたけれども、もう一度確かめておきますが、放送大学学園が設置されるために、その特殊法人の数を合わせていかなければならないから、ぜひとも統合させていただきたいというの

を最初おっしゃいましたね。そのとおりですね。さつきそうおっしゃいましたね。

○佐倉政府委員 特殊法人につきましては、数はふやさないという政府の方針があるわけでございます。ふやさないということは、できればできるだけ削減していくという意味も含めっていると私は

○栗田委員　ですから、それが前提になっていると考えておりますが、いま問題になっておりますのは、両特殊法人の統合は、放送大学学園設置に関していろいろ考えたあげく、そういうお願いをしているということになっております。

わけで、後で理事会でお諮りくださるということですから、しかし本当は、あちらが通らなかつたらこれは法案そのものを引つ込めるのだという根本的な問題でして、あとの審議をするのも何かわだかな気もするのですが、とにかく、理事会でいまの御発言などをめぐりましてそれは検討していただくことにして、次の質問に移ります。

健康会をめぐる問題について具体的に伺います
が、さつきからずっと質疑がされておりました
が、私ども根本的な問題として、給食会と安全会という
二つの組織というのは、組織の形態も性格も全く
異なるものだと思います。健康という点や教育と

いう点で共通しているという、これは当然なこと
 なんですけれども、安全会は全国に支部を持って
 掛金によって運営されている互助会組織ですし、

給食会は給食用物資の売り渡しを中心業務とするパイヤー的な組織であつて、そういう組織形態からいつても、業務内容からいつても共通点がないと私も思います。

ただこれは午前中も質疑がされておりまして、あのお答えしが出ないだろうと思ひますので、私は、こういう共通点のないものを統合させることはおかしいということだけを申し上げて、この点は特に質問をいたしません。

次に、一体それだったら、この統合によってどのくらい経費の節減ができるのかということですが、行管に伺いますが、今度の行革の一つの大きな目的には、経費節減ということがあるわけでは

ね。

○佐倉政府委員 先生のおっしゃるように、一つの目標と申しますか目的は、経費節減にもあるというふうに考えております。

○栗田委員 先ほど以来そのことも質問されておりました、役員については五人減るというお答へ

が出ておりますが、その内訳は、二人が常勤役員、三人が非常勤役員だということでしょうですね。

○柳川 憲三 政府委員 御指摘のとおり、役員五人を削減いたしますが、その内訳は、常勤二人、非

常勤三人でございます。

○栗田委員 非常勤の手当は、一カ月どのくらいでございますか。

○柳川(豊)政府委員 一万七千円でございます。

○栗田委員 一カ月一万七千円の手当で非常勤をやっておられるわけです。ですから、一年間合計しても二十万ちょっと、三人おやめになってもまだ

十万余ちとです。そうしますと、いかにも役員が五人減ったように言いますけれども、非常勤三名というのは、財政的にはほとんど影響はないですね。いかがですか。

○柳川(豊)政府委員 十三人の役員構成で両法人を合わせますと組織化されておったわけでございますが、このたびの統合により、五人の削減で八人の役員構成にしたということ、常勤五人、非常勤三人の役員構成ということ、それなりの統合による合理化措置であろうというように考えております。

○栗田委員 時間がありませんので端的にお答えください。

非常勤三人で合わせて一年間六十万余ちとです。大して影響ありませんね、非常勤三人が減るということ。

○柳川(豊)政府委員 全体の経費から見ればあるいは少ない金額かと思えますが、それなりの削減ということであろうと思えます。

○栗田委員 常勤二名のうち一名はすでに、給食会の理事長はおやめになって欠員になっているという事です。実質的には役員では常勤が一名減るだけですね。

○柳川(豊)政府委員 日本学校給食会の理事長につきましても、昭和五十四年七月から欠員となっております。これは本来早急に理事長を補充すべきものであります。文部省といたしまして、すでに同年二月に、近い将来において日本学校安全会との統合を計画いたしておりましたので、それまでの間、全役職員の一致協力により業務の運営に当たることとしてきたということでございます。補充をしていないから、そこは本来ないのだという事では決してございません。

○栗田委員 さつき、統合による人件費の節減は二千二百万ぐらいただというお話でしたが、報道によりますと、給食会は検査員一人の増員を要求しておる。文部省も、統合した際には対応すると報道されていますが、それはそのとおりですね。

○柳川(豊)政府委員 要求いたしました。実現は見えておりません。今後、業務の必要に応じて要求していくことはあり得るかと思えます。

○栗田委員 減らした方が片方ではふやしていくという事がやられていくわけですから、いまの足し算、引き算、大して差がないということに実際にはなると思えます。

それからもう一つは、いま安全会と給食会では職員の給与に差があると思えますけれども、統合した場合に、既得権を侵さないように、高い方にならざるというのがいままでの例ですが、大体そうなります。

○柳川(豊)政府委員 統合に当たりまして、不利益にならないような十分な配慮のもとに円滑な統合がなされるよう指導してまいりたいと思っております。

○栗田委員 そうしますと、統合によって一般職員の給与は上がる、高い方になられますから。支出はどのぐらいいふえますか。

○柳川(豊)政府委員 その点につきましては、これからの給与表をどのようにするか、具体的にどのような給与の格付けをしていくかという問題でございます。まして、まだ、その面の確たるものを持っておりません。

○栗田委員 安全会と給食会では、どちらが一般職員の給与が高いのですか。

○柳川(豊)政府委員 それぞれ等級によって差がございますので、一概にどちらが有利になっておると言えない状況でございます。

○栗田委員 ですが、とにかく高い方にならすわけ、安全会は減らしても二百五十七人、給食会三十八人、これをならした場合は、かなり支出増になると思えます。そうしますと、二千二百万ぐらいの、メリットと言われているものは完全にマイナスになるだろうと私は思いますが、いかがでしょうか。

○柳川(豊)政府委員 できる限り不利益にならないように対応するという基本姿勢で取り組んでまいらるわけでございます。その結果がどのような結果になりますか、なおこれから問題になると思えます。

○栗田委員 不利益にならないように対応していただくことは、こちらも強く要望したいと思えます。

行管庁に申し上げますけれども、結局、財政節減が一つの大きな柱だとおっしゃっておりますけれども、いまのやりとりをお聞きになっただけでも、余り財政節減にならないと思いにあります。

○佐倉政府委員 職員の経費のことは、いま文部省の体育局長の方からお話ございましたが、役員分二千二百万という試算がございまして、これは五十六年度分のものでございまして、平年度ベースで見ると約三千万の節減になると見込まれております。

それで、ただいま先生御指摘の職員分でございますが、少なくとも役員分につきましては、これだけの節減になるというふうにはわれわれは考えております。

○栗田委員 役員分についてはということですから、結局そういうことで、財政的なメリットは余りないわけですね。結局数合わせですね、法人の数を合わせるということ。しかも内容的に見ても、運営・組織形態は納得できるような共通性があるとはなかなか思えませんので、こういう統合は本当に看板だけで、むしろ名称変更に伴う手続にむだなお金がかかったり、その他いろいろ混乱を招くという点でマイナスが非常に多いと私は思っています。

次に伺いますけれども、理事長がいま空席になつていらつしやるわけです。統合が目前に予想されたので補充しなかつたとおっしゃっていますけれども、五十五年の給食会の予算には理事長分入っています。

○柳川(豊)政府委員 入っております。

○栗田委員 補充しない予定のものになぜお入れになるのでしょうか。

○柳川(豊)政府委員 給食会としての本来の理事長職はあるわけでございます。具体的にそこに人をどう張りつけるかという問題とは別個に、組織としてございまして、入れてございます。

○栗田委員 実際に理事長が職につかれなかった場合には、そういう予算はどういうふうな処理されるのですか。

○柳川(豊)政府委員 不用として処理しております。

○栗田委員 いま給食会などの理事長の給与は、月額どのくらいになりますか。

○柳川(豊)政府委員 本年度、月額七十一万五千円になっております。

○栗田委員 七十一万五千円、これは本年度分です。五十五年当時はもうちよつと少ないですね。それに特別調整手当八%、それからボーナスが夏冬三・八カ月出ております。

ところで、五十四年の決算を見せていただきましたが、不用額四百八十七万しか出ておりません。この中身は何ですか。

○柳川(豊)政府委員 調べまして、後ほどお答え申し上げます。

○栗田委員 私は率直に疑問を申し上げますが、七月から理事長はいらつしやらなかつたそうなんです。五十四年の七月から三月まで九カ月です。単純に九で割りますと五十三万。単純に割っただけで理事長の一カ月分の俸給よりはるかに少ない不用額しか出ておりません。それに調整手当八%、ボーナス分まで予算に組んであったとしますと、この不用額は少な過ぎますが、一体どこにお金が行っちゃつたのでしょうか。お調べになったことがありませんか。

○柳川(豊)政府委員 一般の方々のベースアップ等もございまして、それらの運営費処理との相殺でそのような結果になっておると思えます。理事長に対する給与は必要としませんから、その分は当然に不用になっておるわけでございますが、ベースアップその他の人件費の総トータルの結果、そのような金額になっておると思えますが、その面

はさらによく調べまして、お答え申し上げたいと思います。

○栗田委員 それでは、この不用額の内容は、後で詳しく教えていただきたいと思いますが、

次に、日本学校給食会の問題ですけれども、四十二年に始まりまして、行管の廃止の決定、それを受けた閣議の決定などがたびたび出てきております。

この経過を簡潔にちよっとおっしゃってください。

○柳川(寛)政府委員 四十二年十二月十五日の閣議決定では、閣議口頭了解でございますが、日本学校給食会は「脱脂粉乳の牛乳への切替えが終了する時間をもって廃止。ただし、今後取り扱う基本物資の変動により、その業務内容に重大な変更の必要が生じた場合には、あらためて検討することとする。」と続きまして、昭和四十五年十一月二十日閣議決定で、日本学校給食会については「昭和四十二年十二月十五日閣議口頭了解のとおり措置する。」と、さらに五十二年十二月二十三日の閣議決定では、日本学校給食会については「米飯給食用米穀を引き続き一元的に取り扱わせるとともに、今後、米飯給食の拡大に伴う小麦粉取扱量の減少等を勘案し、定員等の合理化を行う。」ということでございます。それに続きまして、このたびの五十四年十二月二十八日の閣議決定で「日本学校給食会と日本学校安全会とを、昭和五十五年十月に予定される放送大学学園設置の時に統合する。」という経緯になっております。

○栗田委員 そうしますと、はっきりした廃止の決定から継続に変わってきた時点というのはどこになるのでしょうか。

○柳川(寛)政府委員 先ほどもその面にお答え申し上げましたが、わが国の学校給食が、大きな意味で転換期と言われておりました時点がこの四十二年、三年のころでございます。外国からの物資による給食から国内の農水産物による給食への転換というのが大きき一つの姿勢でございましたし、また、わが国の学校給食を確立するという本来的

な意義への展開ということの背景がございました。その中で脱脂粉乳を生乳に切りかえたことに伴いまして、脱脂粉乳の取り扱いの機関としての給食会の役割は終えました。しかし今後、小麦粉あるいは米穀等の基幹物資につきまして、さらに日本学校給食会が全国一元的に同一価格で供給を図り、そのことにより、わが国の学校給食の発展充実に資するという役割は、それなりに大きな意義を持ったということが、この間の経緯であろうと思います。

現在、現実に米、小麦粉、脱脂粉乳あるいは輸入牛肉等によりまして、それぞれ現場でも御苦労されている学校給食の物資に対しての一元的な供給を図ってきただけのことでございます。

○栗田委員 ぜひ質問に端的にお答えいただきたいのです。いままでの廃止の方向から継続の方向に切りかわったのはいつなんでしょう。

○柳川(寛)政府委員 すでに最初読み上げました四十二年十二月十五日の閣議口頭了解でただし書きの具現化が図られてきたその時点でございませう。

○栗田委員 最初の閣議決定からそれまで十年間ありますけれども、この十年間に廃止のための取り組みというのはされたのですか。

○柳川(寛)政府委員 文部省といたしまして、日本学校給食会を廃止するという取り組みは端的にはしてきておりません。必要な業務を行ってきたということでございます。

○栗田委員 どうも閣議決定というのは、余りいっても大事にされないようでございますね。十年間も取り組みがされずに、廃止の決定が出されてからずるずると来て、途中で情勢が変わったから、変わったと言っても、十年間それが、廃止決定が出されながら存続していた、こういう実態があるわけですね。

では、ほかのことに移りますが、いま各都道府県で学校給食総合センターというふうなものをつくるような方向で文部省は指導していらっしゃいますね。

○柳川(寛)政府委員 各県に置かれております都道府県の学校給食会を、給食総合センターとしての機能を持つように助成を講じてきております。これはコールドチェーン等の冷凍食品の扱える体制、また倉庫網も持ちますし、場合によっては運送車の一部を持つ、それから食品の検査体制の質を整える、また調理従事者の方々の研修・研究の場も設けるというふうな総合給食センター構想で進んできております。

○栗田委員 そして都道府県のそのような組織を連合した全国の学校給食会連合会的なものがいま考えられているわけですね。

○柳川(寛)政府委員 この都道府県の学校給食会によりまして全国都道府県学校給食連合会という組織ができておりますが、具体的に当たりましては、日本学校給食会の中に連絡事務局がありまして、お世話をしておるということでございます。

○栗田委員 いまのような形態になってまいりますと、さっきからずっとこれらに関する問題は討議をされていまして、地方地方の特色ある産物をその地方で子供の給食に供給するという意味でも、ある程度計画的な大量な供給ということでも、都道府県の学校給食総合センターというので賄うことができるし、また米、小麦その他輸入物資なんかは、そういうものを基礎にした連合会で扱っていくということではあるのじゃありませんか。

○柳川(寛)政府委員 連合会は実際に各都道府県の給食会の連絡協議の会でございます。それ自体組織体制を持っておるものではございません。連絡を十分合せて、それぞれの団体の機能をより効率的、有効にしていこうというためのむしろ連絡協議の会でございますので、具体的に給食会が行っておるようなものをつくることになれば、新たに同じようなものをつくるということにならうかと思っております。

○栗田委員 しかし、実際にはお米などにしては、日本学校給食会がトラックで運んでいるわけではなくて、これは事務的な処理だけですから、

さっきお話が出ていたような、全国的に単一の価格で賄えるようにするといったようなことは連合会のできるのじゃないですか。

○柳川(寛)政府委員 お米等は政府管掌のものがあります。果たしてその辺のことができるか。各都道府県は大変違いがあります。一千万の人口を抱えた東京都、七千万の県もございまして、また僻地・離島を抱えたところ、都市化しているところ、多様でございます。それらの実態の中で各県が集合体としてこの面を、各県の域を超えた形で同一の歩調を整えるということとは、いろいろな意味で大変むずかしいところがある。その面から日本学校給食会が、一元的な扱いで同一価格による全国津々浦々にわたる学校の供給を必要なものに行ってきた、そこに給食会が設立されたゆえんがあるかと存する次第でございます。

○栗田委員 連合会にある程度そのような機能を持たせることができれば、もって地方の声を吸い上げた形で、さっき局長自身おっしゃってましたけれども、よい物資を扱ってみなければいかどうかかわらないということなんかも、本当は給食をやっている現場からの声も吸収できる形で扱っていくということが必要です。そういう意味では、下とのつながりのある連合会などが、そういう機能を持って、日本学校給食会のような組織は廃止してもいいのではないかと私は思っているわけですね。御意見でございますか。

○柳川(寛)政府委員 学校給食について学校の先生方、また栄養士の方、調理従事員の方、それぞれ大変な取り組みをされております。それをいま給食法で奨励しておるわけでございます。その奨励に当たりましては、国・地方公共団体は、その実施を支援していく積極的な努力ということが法律上も要請されておるわけでございます。その面で国が日本学校給食会において、基本的なものにつきましても限り一元的な供給を図っておるということが、今日のわが国の学校給食の発展に大きく寄与したという面の役割は否定できない。むしろその面が大変大きな意味があるかと

いうふうに感じております。そのことによりまして、地方公共団体も、いま都道府県給食会を給食センターとして整備してきて、各学校の要望に応じた物資の供給に取り組んでおる、また食品検査、調理技術講習会等にたえておるという仕組みができておりますので、その仕組みの中における役割りを御理解賜りたいと思う次第でございます。

○栗田委員 過去の役割りが大ききろうとも、新しい形で発展的解消ということはあるわけで、また数だけ合わせる統廃合をしましても、財政節減にならなかったとすれば余り意味がないわけですね。

きょうは行管庁来ていらつしゃいますけれども、そういうこともすべて考え合わせていただきまして、最もよい形にしていきたいと思います。学校給食会連合会のようなものが、もしそれを代行することができて、しかも地方地方の産物など新鮮な物を子供たちに選んで与えることができるというメリットなどもあれば、そういう形での改変ということは考えていくべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○柳川(寛)政府委員 先生御指摘のとおり面がございす。いま都道府県給食会が扱っておりますおかず等の物資につきましては、先ほども申し上げましたが、全体で一〇〇万台でございますが、日本学校給食会は二〇〇万台ということで、都道府県の給食会が持つ役割りが大きいことは御指摘のとおりでございます。ただ、その中で全国的な基盤のものについての取り組みを日学校給が行ってきていっていることでございます。

○栗田委員 健康会法を見ますと、役員の兼務の禁止事項が非常に緩和されております。いままでの安全会法では「役員は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合、この限りでない。」しかも二項で「前項ただし書の規定による許可を受けた役員及びその役員を役員とする法人は、自己の営業に関し、安全会

と取引してはならない。」こうなっております。

ところが、健康会法の方では「役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」「許可」が「承認」になっており、しかも安全会法では、兼務をすべて禁止して、ただ、ただし書き事項がありまされども、健康会法では営利を目的とする団体の役員の兼務を禁止しているだけになっていまして、非常に緩和されていまして、これを緩和した理由は何か。

○柳川(寛)政府委員 端的に申しまして、最近の立法例にならったということでございます。たとえ特別に許可した場合以外、役員の兼職が禁止されておるわけでございますが、非常勤の役員は他に職業を有していることが当然予想されることから、健康会法案におきましては、非常勤の役員は兼職禁止の対象にしないこととしたしております。また常勤の役員が営利を目的としない公益法人等の評議員等になることまでを規制する必要もないことから、最近の立法例にならしまして、営利を目的とした団体の役員たることを、みずから営利事業に従事することに限って原則として禁止することにいたしました。

○栗田委員 以前、昭和四十三年に日本学校給食会事件というのがありましたね、これはどういう事件ですか。

○柳川(寛)政府委員 日本学校給食会に勤務しておりました方が、贈収賄の罪に問われた事件でございます。

○栗田委員 七つの商社が贈賄をして給食会の職員が受け取ったということで、自分たちの物を買ってもらいたために賄賂を出した、こういう事件ですね。安全会の場合には、その性質上からいって、余りこういうことが発生する余地はないと思ひますが、給食会的な仕事をしていますと、大量の物資を動かすわけですから、買い入れをどこにするかだけでも、買ってもらえるところは大変もうかるわけだし、また、その流し方によっては

一歩間違えば大きな汚職にもつながりかねないという性質を持つていられるわけです。

安全会と給食会が今度統合するに当たって、安全会にきつくと厳しく決めたいた兼職の禁止をむしろ緩めたということは、私は、今度の健康会の性質を考へてみますと妥当でないと思ひますが、いかがですか。

○柳川(寛)政府委員 先ほど御説明申し上げましたとおり、みずから営利事業を行、また営利を目的とした法人の役員になることは厳に禁止しているという基本姿勢には変わりはないわけでございます。針には変わりはないということでございす。

○栗田委員 ただ、ただし書きでも「許可」が「承認」になっていすね。

○柳川(寛)政府委員 わし承認という形での行政行為になじんでおるという例に従ったものでございす。

○栗田委員 私は、まだその点で大分疑問を感じますし、万一健康会になって、このような緩和がされたところではいろいろな問題が起つてはならないと考へるわけですね。ただ時間がありませんので次の問題に移ります。

給食の問題で少し伺いたいと思ひますが、いまここに静岡市の学校給食についての子供たちのアンケートを持ってまいりました。これは静岡市職員労働組合連合会教育現業支部がとったアンケートでございます。対象になった子供たちは、小学校一年生から六年生までと、中学校一年から三年まで全部、その中の二千五百五十四人、給食を単独校でやっている学校とセンターでやっている学校の二つに分けたアンケートでございます。

この中で見ますと、給食を毎日食べる子供、なぜ食べますかという質問があります。おいしいから食べますという答えが共同調理場の場合二九％、単独調理場の場合四〇・九％と、おいしさについて歴然とした差が出ております。残す人はなぜ残しますかと聞きますと、まずいから残すというものが共同調理場の場合二六・三％、単独調理場の場合四・四％、まずいというのは非常に少ないのです。なぜ残すかの中で、きょうの質問には関係ありませんが、食べる時間がないなどというものが二〇％くらいありまして、これはどちらも共通して、子供たちの厳しい現状を察しられる中身なんです。そういう残し方もあるのですけれども、おいしい、まずいという点では、共同調理場と単独校の調理場とは歴然とした差が出ています。

それから、いままで単独校の小学校で給食を食べていて中学へ行った子供たちがセンター方式になった給食を食べますと、食べなくなった、残すという数が増えたと上がってきているのです。一体この差は何が原因だと考へになりますか。

○柳川(寛)政府委員 学校給食の調理体制につきましては、先生御指摘のとおり、各学校に調理施設を置いて調理される単独校方式、また共同調理場を設けての方式がございす。一般に生活している場に調理施設があることが望ましいということは当然であると思ひますが、何分大量の集団給食という立場から、いろいろな現代の技術の合理化と対応した形で共同調理場施設も進んでおるわけですね。それらの中でそれなりに工夫をした調理がなされておるわけでございますが、いまお聞きしますと、明らかに単独校の方がおいしいと言つておるようでございますが、これらの実態は、それぞれ調理場も苦勞しておられると思ひますので、これが共同調理場であるから直ちにまずいということに結びついておるのか、その辺につきましましては、私ども、さらにいろいろお聞きをしてまいりたいと思つております。

○栗田委員 私、静岡市内の東部給食センターを見学してまいりました。静岡市というのは、非常に大規模なセンターを持つている代表的な市で、全国で二万食以上の調理センターを持つているところは五カ所しかないのですが、そのうち三カ所が静岡市内にありまして、東部給食センターも二万食以上です。

私、見まして、これは大変だと思いましたが、午前中に二度に分けて調理をやっています。ですから、遠いところは朝十時ごろまでにつくって配送しまして、その後また十一時半ぐらいまでつくりましてもう一度配送するというをやっているんですね。調理員さんへもへとへとになっていきますけれども、こういう実態があるものから、午前中の時間を節約しなければならぬ。前日の日にいろいろな仕込みといいますが、野菜なども切ったりして準備をしているわけですから、それで、前日に野菜も全部切りました。冷蔵庫にしまっておきます。それから加工品を大量に使います。ホウレンソウなども冷凍ホウレンソウなどというのを持ってくる、水の中へほうり込んで解凍させるわけですね。そしてゆで上がりますと、冷めるのを待っているわけにいきません。家庭でもさっとお水はかけますけれども、もう一回水の中に入れるわけですね。それですから、ビタミンCなどというのは、とっくになくなっているのじゃないかと思う状態です。

しかも、連休などがありますと、どういふことになるかという、連休の前日に仕込みをやります。今度三日連休があったら、間に三日置いて前の日にやるわけですね。私が見に行きましたのは九月でしたが、十三日が土曜日で十四日、十五日とお休みだったんですね。十六日分となりますと、十三日の午後に野菜なんか切ったり洗ったり全部して冷蔵庫へ入れて、間二日置いて次の日にやるわけですね。今度の五月の連休はもっとひどいわけですね。これではせっかくカロリー計算をしても、ビタミンの計算をしても、食べる時にはずいぶん破壊されているのではないだろうかと思えます。

それからまた、計算のつじつまを合わせるためにといいますが、結局忙しくて細かい手をかけられませんか、脱脂粉乳を入れたりビタミン添加物を入れたりして、計算上はビタミンなんかは必要な量になっています。しかし、まずいのです。こういう実態があるんですね。その他いろいろ見て

なるほどなと思いましたが、これでは子供がまずいと言わなければなりません。煮込みうどんなどをしますと、十時ごろかんへ入れて持っていくて学校へお昼まで置いておきますので、食べる時にはほとんどお湯がなくなっているように思います。それを避けるために、これは静岡市以外です。今度逆にして、うどんの場合は、お湯と中身を別々にして、アルミの入れ物にうどんなどを入れてポリ袋にお湯を入れて、食べる時にじやつとかける、まさにインスタント並みのやり方もしている、こういう実態があるわけなんです。

学校給食の目標が給食法に定められています。これを見ても「日常生活における食事に、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。学校生活を豊かにし、明るく社交性を養うこと。食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。」とかいろいろありますけれども、この正しい習慣などというものは、こういうことが果たしてつくだろうかという心配があります。

いま学校給食の持っている意味というのは、戦後の混乱期には子供がそれこそ飢餓状態でしたから、そういう意味での給食という意味がありました。けれども、現在は、その意義も教育的な中身がかなり強く求められるようになっていっていると思います。朝御飯をきちんと食べていない子、インスタント食品になったり清涼飲料水ばかり飲んだりしているような子供が相当出ていますし、色のついた食品添加物、有害なものを食べている場合とか、こういうものを給食の中で正していかなければならないと思うのです。

ところが、せっかくそういう給食という機会があるながら、共同調理場の場合、いま言ったような実態になっているのですけれども、これをどうお考えになるかということが一つ、時間がありませんからまとめてお答えいただきたいのです。適正規模というのはどのくらいだとお考えになるか、共同調理場のメリットはどこにあるか、この三つの点についてなるべく端的にお答えください。

さい。

○柳川(寛)政府委員 共同調理場の運営につきまして、静岡市のセンター等は大変大規模な形で取り組まれております。なお、この面は、いろいろな意味で御指摘のような、さらに運営について今後大変工夫を要する問題を多く抱えているというように存する次第でございます。この静岡市の共同調理場の二万食以上を調理する体制の中でも、それぞればロックたしか五千食ずつこなせる仕組みをつくって行っているやにも聞いておりますが、共同調理場の規模が三千食程度が適当であらうというふうに言われている面もありますし、また、五千食と言われているところもあるし、また、その機能をそのまま広げていけば、一万食の実際の体制づくりもできるのだというようなことも言われております。なお、この面につきましては、具体的実践を通して、それぞればまた研究されていく課題であらうと存じておまして、私ども、何食の形態が適正だということを、いま指導としてはいたしておらない実態でございます。

学校給食は、集団給食としての合理性というのをどうしても追求されます。その面がそれなりに新しい課題でございますので、食品材料のそれになつた調達、また調理方法等、新しい課題として今後とも研究を要する問題であらうということ強く感じておるところでございます。

○栗田委員 メリットはどういうところにあるとお思いになりますか。

○柳川(寛)政府委員 比較的集中して調理いたしますから、それなりに人手の上でも省力化が図られる、あるいは地域の広範囲にわたって共通献立で同一の内容の食事がそれぞれの子供たちに確保されるということ、また大量な物資の調達ということで、それなりの父兄負担の低廉化へ結びつく可能性があるというように見られております。

○栗田委員 共同調理場と単独校の人員費などのコストについて計算なさったことがありますが、○柳川(寛)政府委員 センター方式と自校方式で人員費がどのような差になっているか、また生徒一人当たりの負担がどのようになっているか、的確に調べたものがございませうと大抵考えます。私も初めそう思いました。ところが、最近詳しく調べてみますと、単独校の方が安いのです。それがわかってきますと、単独校に切りかえる市町村が出始めています。

これはたとえば千葉県の野田市の例ですが、この三月議会でもセンター方式よりも単独校の方が安いと市当局が答弁をして、これから新設校の場合は給食室をつくらせて単独校に切りかえていき、次第にセンターを縮小していくという方針を出しております。

それから、これも千葉県の習志野市の例でございますけれども、センター方式の場合、六千四百八十一食をつくらせているセンターですけれども、調理員さん一人当たりの受け持ち食数二百九十五食、ところが自校方式の場合は、三つの学校ですが、百九十六食、百五十四食、百十食とそれぞれ三つの学校がありますが、一人の受け持ちが百食ぐらい少ないんですね。それならコストがさぞ高いだらうと思つたら、そうではなくて、自校方式の方が千七百四十七円、一食分について人員費が安くなっております。これはどうしてこういうことになるかと言いますと、センター方式で大量につくりますと、まず所長が要ります、単独校だと校長さんが所長のかわりをやればよいですから、別に要らないんですね。それから配送員が要ります、これを下請に出します、だから、車がもちろん要るし、人員費も出る、こういうことがありません。清掃員が要ります。場所によっては警備員が要ります。それから廃水処理や管理なども、少ないところならば調理員さん、用務員さんなどで、言ってみれば大規模なお勝手をやっているような形で処理できるのですけれども、大きな処理施設が必要になってくる、こういうこともあって管理に人が要ります。だから、人員費だけ見ても、千七百四十七円安くなっているという結果が出てくるのです。

私が例を挙げたのは、静岡のように二万食なんというところと比べたのではなくて、六千食ぐらいですから、それほど多いところではないんですね。こういう意味では、単独校の方が安いし、温かいものを食べさせることができるし、子供が調理の場を目にするところがあるから、こうしてつくっているのだというのわかる。調理員さんとの交流もある。おもしろいと言われればうれしうれしいし、こういうのがありますね。励みもある。

それから、子供からアンケートをとって、いかにか経費の中でアンケートに沿ったものをやるかというところを工夫している単独校もあって、それがまた楽しい。そしてある学校では、一月に一回、調理員さんが招待されて子供と一緒に給食を食べる話を、こんなことができる。ところがセンター方式で、給食の給をきかさないと言ったら、配達員のおじさんの給だけかいていたと言ったが、っかりしてました。だから、こういう違いもある。

こうなってきたと、経費がむしろ安く済む面があり、しかもいろいろ給食の目的から言っても、単独校の方がいいんじゃないかという例が最近いろいろ上がってきています。

これはぜひとも御検討いただき、研究をしていただきたいのですが、いかがでございますか。

○柳川(鶴)政府委員 御指摘の点は、学校給食を開始する際に、その管内の学校全部に同時に開設するという点もあって共同調理場方式がとられたという点も事実ありますし、また先生御指摘のとおり、むしろ学校を新しく改築するときに個々の学校に調理施設を設ける、また、できれば食堂も置こうという学校が、いま各地で進んできております。

私ども、学校給食の実施につきましては、単独校方式、共同調理場方式、いずれの方式でもというところで進めてきておりますが、いま御指摘の点につきましても、最近における給食の実態というものをも十分把握に努めていきたいと考えます。

○栗田委員 私は、いま人件費だけ申し上げましたけれども、実はこれは、施設設備費になりますと、本当はもっと差があるんですね。ただ耐用年数なんかありますので、単純に比較できないから、いま挙げませんでしただけども、大規模になりますと物すごい機械が入るんですね。食器なんかも流れ作業で洗っていくとか、機械が全部洗うとか、おかしな金がかかっているんですね。こういうのに莫大なお金がかかっている、これまでも入るともつとコストが安くなるのではないかと思います。そこらへんもこれは研究していただいて、教育的観点、経費の観点、両方から検討なさる必要があると思ひます。

時間がなくなりまして、要望だけ申し上げて、あと一点だけ伺って終わりにします。

一つは共同調理施設ですね、給食センターの場合に、国の補助率は二分の一になっておりますが、方々を見ますと、実際には一割ぐらいしか補助がされてない例が非常に多いのです。これは大きいところ、小さいところ、みんなそうして、なぜそういうふうな超過負担が出てくるのかといふこと、たとえば廃水処理施設などは、二分の一補助されておりますけれども、上限は二十万円、こうなるわけですね。大規模になりますと一億ぐらいかかるそうです。こういうものが全部超過負担になって、補助率が非常に下がっているということがある、そんなことで無理をして少ない規模で二回御飯、食べ物をつくるのかというところで浮かせるとか、いろんな例が出ています。

それから、調理員さんの基準の問題もあって、職業病がいま非常に出ておりますが、さっきのように単独校の方が一人当たりの食費が安いわけですから、そういう意味でも、また大きなものを一遍に持たなくてもいいということもある、そういふことも配慮していただきたいと思ひます。これは要請しておきます。

それで、最後に一つだけ伺うのですけれども、一九五一年にジュネーブで第十四回国際公教育会議というのがありまして、ここで各国文部大臣あ

てに「学校給食・衣服に関する勧告」というのが出ておりました。文部省は、これをいつお知りになったでしょうか。

○柳川(鶴)政府委員 一九五一年ですから、ちょうど二十六年当時だと思います。この勧告の中で、学校給食につきまして、その意義、役割の重要性が述べられております。これは、やがて二十九年に学校給食法ができました、それへの大きな刺激になったものだと思います。

○栗田委員 本日は中身にも触れたのですが、もうやめますけれども、私が聞いた限りでは、いままで知られていなくて、結局二十年間外務省にどめ置かれて、昨年の国際児童年に国際会議の席で日本の代表が外国代表から知られたというふう

に聞いたのですが、違いますか。

○柳川(鶴)政府委員 私ども、そういうような形では聞いておりません。

○栗田委員 ああ、そうですか。それで私、当然、文部省はお持ちだと思つてきのうお願いした、まだ翻訳してなかったというので一生懸命きのうの夜から翻訳して下さって、さっき届けていただきました、そういうわけなんです。

私、中身を見ましたら、大変にこれはいいことが書いてあるし、国際的な指針ですし、やはりこういうものを尊重していかなければならない。もし外務省がとめていたのなら、これは外務省にも大いに責任があるわけで、一言申し上げたいと思つたのですが、そういう事態があるということ

時間がありませんで終わりますが、大臣、こういうことをお聞きになりまして、学校給食のあり方、それから健康会のあり方、これは子供たちの教育に深くかかわるものですから、本当に文部大臣という立場で子供を健康に豊かに育てていくということと責任を持って検討していただき、決してただ形だけの統廃合とか形だけの経費削減に走らないようにしていただきたい、そのことでの

さまざま改善と御検討をお願いしますが、いかがでございますか。

○田中(龍)国務大臣 学校給食というものがいかに大事なことであるか、また、それに伴いまして、この健康会なり給食会というものが大変重要であることをいまさらのように先生の御懇切なお話で痛感したわけでございます。よろしく御協力をお願いいたします。

○栗田委員 それでは終わります。

○三ツ林委員長 小杉隆君。

○小杉委員 すでに各党からいろいろな質問が出されましたので、重複する部分はなるべく除いて、要点にしぼって質問をしたいと思ひます。

まず最初に、大変率直に私は感ずるのですが、いまやっている日本の学校給食会の仕事にしても、あるいはまた学校安全会のやっている仕事にしても、これは何もお役所がやらなくたって、基本的に民間でできる仕事ではないかというふうに思ひます。たとえば日本学校安全会というものは、負傷、疾病に対する医療費の支給として六十六億四千百万円とか疾病見舞い金として十三億三千七百万円あるいは死亡見舞い金として二十一億九千万円、合せて幾らですか、この程度の仕事をしたら、いま民間の保険会社でも、新たな保険を開発して、どんな競争をして仕事を開拓しているわけですね、ですから、こういう学校安全会の仕事などは、もうそういう民間の損保会社に全部お任せをしてしまふというふうな考え方ができないのかどうか。それから学校給食会も、これは戦後の物資の統制時代ならともかくとして、いまこれだけ物資が自由に流通をしている、しかも流通機構もこれだけ完備している現在において、どうしてもこういう特殊法人をつくらなければならないという必然性というものは私は薄いと思うのですが、まず基本的なそういう疑問に対して文部大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○田中(龍)国務大臣 この学校給食のことにつきまして、いままでのお話にもあつたようにいろいろと意見があつたようでございます。その後ずつと定着いたしましたので、今日では本当に児童生徒の

体位の上から言ひましても、非常に大きな効果をもたらしてある、かように存じます。その例といひましても、給食会は廃止するというような中で十年間もずっと継続してこの給食の問題が実施されておつたことだけでも、その必要性は十分にわかると思うのでありますが、今回の機構改革とも関連いたしましての健康会というふうな機構改正、この中の非常に重要な部分といひましても、この給食の問題が出ておるわけでありまして、よく言われます民間移行という問題も、いろいろと巷間伝えられております。今度の臨調あるいは行革の場には、もっと民間に仕事を委託したい、こういう意見もございしますが、それはそれといたしまして、この学校給食の問題は、やはりまじめに評価しなければいかぬ、かように考えております。

○柳川(豊)政府委員 補足させていただきますが、先生御指摘の日本学校安全会が現在災害共済給付事業を行っております。たとへば千二百万円の死亡一時金を支給しておりますし、また入院保険金、通院保険金等現在の状態、安全会の給付の内容を仮に保険料の方でいたしますと、大体いまの保護者の安全会の掛金のおよそ十倍くらいの保険料を必要とするのではないかとというようなことが見込まれて、民間への委託では、学校の多様な事故、複雑な事故に対して的確な給付、また、それに伴ひまして学校教育を積極的に展開するということへの効果は期待できないというように思われます。

○小杉委員 学校安全会についてですけれども、いま局長からお話がありました、いまでも国庫補助金が十八億円支出されているわけですね。ですから、仮に民間の保険会社にそうしたいま出している国庫補助金をつぎ込んで民間ではやっていけないというふうにお考えでしょうか。

○柳川(豊)政府委員 恐らく十八億円の国庫補助金だけでは民間では対応できないのじゃないかというように見込まれます。

○小杉委員 この辺は私、もうちょっと研究してからまた改めて質問したいと思ひます。

そこで、先ほども質問がありましたが、今度の統合というのは、放送大学を新設するための対応措置としてとられたということでございます。ところが、この放送大学というのは、これから一千億円以上の投資が必要であり、また経常経費も相当多額な支出を予定されるわけですから、それに見合う措置としてこの日学給と安全会の合併で、先ほどの答弁では役員が若干減る、あるいは職員も三人程減るといふことで、合併による行政改革としての一つのメリットといひますか効果といふのはほとんどゼロに等しいわけですね。

ですから、形の上では放送大学をつくるために一つ特殊法人を減らすと言ひけれども、実質的な効果といふのはもうほとんどないと言ひてもいいわけ、ただ形だけ整えてやつていくといふのは、いかにもこれまでの行政改革のあり方を象徴しているように思われるわけですから、そういう点に關して文部大臣、どうお考えでしょうか。行政改革としての本当の実質的なメリットといふものは何もない、ただ形だけ一つふやすので一つ減らすのだというところですけれども、中身は何にもないのじゃないかというのが率直な感じですから、これも……。

○田中(龍)国務大臣 私に對しましての御質問でございますが、私は、行政改革といふものを今後本当に実効あらしめるためには、やはりいろいろな点において改める点が多々あるだろうと存じます。しかしながら同時に、また各省庁一省一局供出とか何とかといったような機械的な表現で行革をやつた場合もありましようし、また、そういう点では、外から見ておられますと、案外やらないようでは、実際の現場でもって認許可事務を本省から自治体に移行する、外から見ればやつておるといふものもございまいしょう。

では、当該ケースはどうかということになります、これは今後やってみないとよくわかりませ

んが、大体政府の方針に従ひまして当省におきましても積極的に協力をしておる次第でございます。

○小杉委員 形の上では結局、二つの特殊法人を合併しても、人間も余り減らないし経費もそんなに変わらない。ですから私は、やはり根本的に、いままでの学校給食会のやつていっている仕事あるいは学校安全会がやつていっている仕事の中で民間に移管できるものはないか、何のために合併するの、かといふ一つの行政効果なんといふものは何にもないのじゃないかと言ひたいわけですね。

そこで、その中身の問題にこれから入つていきたいのですが、先ほど来の質問で基本物資についてはなかなか民間に移すことがむずかしいのだというお話がありました。いろいろ全国的に品物の品質を保つとか、あるいは相当大幅の値引きをやつていふといふことで、これはやはり一元的に日学給で扱わざるを得ないのだというお話がありま

したけれども、私なんか考えるのに、たとえばお米にしたら、いま町のお米屋さん、だんだんお米の扱う量が減つてきて、しかもスーパーとか一般の商店でも、本来ならば登録を取らなければ販売ができないにもかかわらず、無登録でどんどん売つていられるわけですね。そういうような実態の中で町の中小企業としてのお米屋さんを助けていく

というふうな考え方もとるならば、お米屋さんという従来からあるルートを通じてできないものだろうか。あるいはまた肉にしても同じように町の肉屋さんを通じてできないのだろうか。あるいは牛乳屋さん、そういういままでの流通のシステムといふものを利用すれば、そういう町の中小企業対策にもつながるのではないかと、いふふうに私は率直に思ひます。

いろいろ流通の機構が複雑なようですけれども、もう少しわかりやすく、なぜ民間に移すことができないのだという点を食糧庁の方から説明していただきたいと思います。

○下説明員 米の問題について申し上げますと、できない理由を整理いたしますと、大きく分けて二点あるかと思ひます。

〔委員長退席、中村(喜)委員長代理着席〕一つは、これはどういふルートをとるにいたしまして、政府が倉庫にストックして玄米で売つた米を児童の口に入るように持ってきて、また、倉庫から玄米を引き取りまして精米工場へ持ってきて、そこで精米にいたしまして、これを必要に応じて必要な数量を学校でありますとかあるいは炊飯センターでありますとかに運び込みまして児童に食べてもらう、こういうプロセスはどうしても要るわけでございますが、それはそれなりの流通経費、まあ、われわれの言葉でマージンと言ひますけれども、それが、かかるわけでございます。この流通経費につきま

しては、相当な地域差がございますし、また、どういふ形態で流れるかということによりまして、かなりの差が出てまいります。

学校給食の観点からいたしますと、これは第一と申しますか全国均一価格で供給されることが望ましいこととございまして、また、その点を別といたしまして、この中間の流通経費が少なければ少ないだけそれだけ安い価格で給食ができるわけでございますから、この経費につきましては、全国一平で一本にし、かつ、できるだけ少なく

するということが求められようかと思ひます。こういうことになりましたと、既存の非常に多岐、多様に分かれております米の販売店を通じて流通ということによりましては、なかなかこういう機能は果たせないわけでございます、やはり一本の集中したルートでいろいろな中間経路をとることなく日学給、県学給、学校という短い一本のルートで流れるということが必要なのではないかというふうにお考えられるわけでございます。

それからもう一点、米につきましては、私どもも、次代の食生活のあり方に大きくかわる問題でございますので、先ほど来のお話がございますように、政府の持つていられる米といひましては、で

きただけいい米を供給する、しかも、それにつきまして六割、特別の場合には七割という大幅な値引きをいたしております。こういう大幅な値引きをいたしておりますが、万が一にもその途中でほかの一般の米と紛れ込むというようなことがあつてはならないわけでございます。そういうことを防止いたしますために、一般の米と区別をして、公的な責任をとっていただける機関が直接これを扱って、学校に責任を持って届けるという仕組みをとることが必要ではないか。別に私どもの監督下にあります米屋さんを疑うわけではもちろんございませんけれども、万が一にもそういうことがあつてはならないという点から考えますと、そういう特定のルートをとるということが必要なのではないか。

大きく分けまして、そういう二つの理由から、私も、米につきましては、日学給、県学給、学校という現在のルートをとるのが一番よろしいのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○小杉委員 いま二点挙げられましたけれども、確かにいろいろむずかしい点があると思うのですが、この問題については、時間をかけて、何とかそういう既存の流通機構を活用するという方向に移行できないものかどうか、これは食糧庁の方でもう一度検討しておいていただきたいということをお願いしたいと思ひます。それじゃ食糧庁は結構です。

そこで、体育局長に伺うのですが、先ほどの答弁ですと、米飯給食の普及率が学校教においても生徒数においても大体八〇%を超えたということですが、その後、米飯給食に対する生徒さんなり学校側の反響というの、アフターケアをしたことがありましようか。

○柳川(寛)政府委員 米飯給食の導入に伴いまして、私どもは大臣にも学校給食を実際に子供たちと食べていただいております。その際の子供たちの状態を見ますと、米飯を一粒も残しておらない

ということ、米飯の導入につきましては、日本人は本来米の民族でございますので、大変子供たちが喜んでおるといのが一般的なことであらうと思ひます。

○小杉委員 肉の関係はいますか。——いない。そうですか、それではいわゆる承認物資の問題に触れたいと思ひます。

先ほどの質問でいろいろいままでの経過が述べられましたけれども、承認物資について、その質の面とか値段の面は、仮に日学給あるいは県学給を通じてやった場合と民間業者が納入した場合とで一体どういう差があるか、そんなことを調査されたことがあるでしょうか。ありましたら、その結果を教えてください。

○柳川(寛)政府委員 日本学校給食会と民間業界取り扱い物資の価格差の問題でございますけれども、なかなかむずかしい問題でございます。

いま、たとえば大豆サラダ油について見ますと、五十四年度の三学期での状態でございますが、一かんだ、十六・五キログラムでございますが、これが日学給の方で二千七百円、一般の市販の価格が三千三百七十五円、ミカンのかん詰めにつきまして、一ケース当たり日学給が三千二百円、一般の市販が三千七百二十円というようになっております。おおよそ一八%程度、民間の業界よりも日学給で扱っているものが安くなっているのではないかとこのように見られます。この辺のものは、日学給が契約した時点と、また、その後下がるという場合がありますから、その時点のとり方で若干いろいろ問題があると思ひますけれども、私どもとしては、価格の上でもそれなりのメリットが出ておる、そのゆえに扱っておるというように、承知しておるわけでございます。

○小杉委員 品質の点はどうですか。

○柳川(寛)政府委員 品質につきましては、日本学校給食会の阿佐谷のところに新しく食品検査室を設けました、その食品検査室におきまして、それなりの専門の職員も配置いたしまして、食品の規格及び成分分析等もいたして、良質なものの、ま

ず第一に、その辺の面に注意しております。なお、もちろん食材料でございますから、うまみの問題とか、そういうことに対する反響につきましては、給食会の方で実際に使われた学校の意見を、栄養士の方を通じて常に事情を聞いておる次第でございます。

○小杉委員 いま体育局長からは、ある特定の品物についての値段の比較をされましたけれども、いろいろな調査を見ますと、古い調査の資料は省きまして、新しい、五十四年度の調査を見まして、たとえばマカロニ、スパゲッティについて、一年五カ月も経過した商品を使っている。日学給は捨て場がないために、児童生徒の口に捨て場を求めているのではないかとこのように言われておりますし、それからグリーンピースのかん詰めなども、調査したところによると、五年前の品物、長期間倉庫にしまつてあつたものを使つてゐる。しかも、この値段が一かんだ三百三十八円で購入したものが、もう余り古くて給食に使うことができないということで商社とか一般業者へ一かんだ五百円、つまり半分以下の値段でダンピングをして、その在庫処分を行ったというケースも報告されております。

それから黄桃かん詰め、これなどもグリーンピースの場合と同じ理由で六個入りの二百九十ヶケースを民間業者に投げ売して在庫処分をしてゐる。これは日学給は学校以外に販売してはならないという法規にも抵触しているわけですね。いろいろ民間の人たちの話によると、特定の品物については、確かに日学給や県学給の品物の方が安いけれども、大半の品物について比較してみると、むしろ民間の品物の方が安いのだということも言われるわけですね。こういうような調査をもっと徹底して行つてみる必要があるのではないかとこのように思ひます。

○柳川(寛)政府委員 先生御指摘のようなマカロニ、スパゲッティで、五十二年ごろですか、少し需要見込みよりも多く用意したということ、そういうような問題が一時あつたということも事実

のようでございます。(小杉委員「これは新しい、五十四年です。」と呼ぶ) そういうようなこともあつて聞いておりますが、日学給、それなりの理由で取り組んでまいりましたが、また、それに対する各地での使用の実態等十分今後調査もしてまいりまして、本当に学校給食の教育の場が必要とするものがどのように円滑に確保されるか、そこに役立つ取り組みという観点で十分対応してまいりたいと思つておる次第でございます。

○小杉委員 先ほどから日学給の役員とか一般職員の人員のことが問題になっておりますが、いま四十七都道府県の県学給で給食の仕事をしてゐる職員というのは、全国で大体何名ぐらいになるでしょうか。

○柳川(寛)政府委員 お答え申し上げます。全国都道府県の学校給食会の役員、職員数の全国統計でございますが、常勤の役員が四十六人、これは教育長が理事長を兼ねてゐるというところもございまして、このような数字でございます。それから常勤の職員数が七百六十八人という状態でございます。職員が一番多いところで栃木の五十四人、少ないところでは徳島、香川等で四人というふうな、まだ各県かなりばらつきがある状態でございます。

○小杉委員 それから先ほど、いわゆる県学給が扱う物資と民間の扱う物資で、日学給と県学給で扱っているのは二〇%だから、余り民業圧迫にはなっていないという御説明ありましたが、基本物資から承認物資、一般物資全部含めた場合は、大体どのくらいの割合になるのでしょうか。

たとえば私の計算によりますと、基本物資の米とか肉とか脱脂粉乳が大体二千四百二十億円で、それとして一般物資が二千七百七十億円で、合計四千億圓くらいになると思ひます。そのうち民間が扱つてゐるのが二千四百六十八億くらいですから、民間が大体六割という計算になると思ひます。ですから、さっきの一割というのは、基本物資を除いた承認物資と一般物資の中における比率だと思ひます。ですから基本物資は、

さつき食糧庁とかあるいは畜産振興事業団——まだまだ私、研究が足りませんけれども、本来この一般物資とか承認物資というのは、もう全部民間に任せちゃった方がいいのではないかと思うのですが、いま私が言った数字に誤りがあるかどうか、そして、そういう考え方についてどうお考えか、お答えいただきます。

○柳川(慶)政府委員 いま手元に、指定物資を含めた総額の数字を持ち合わせておりませんが、まことに恐縮でございますが、先生御指摘のとおり、いま学校給食の食料費が四千五百億ぐらいになろうかと思っております。その中で、いま民間業界が扱っているいわゆるおおよそに相当する食料費が二千四百七十二億ということでございますので、大体先生御指摘のとおり、六割方がこれに該当するものであらうと感じております。

方向として、日本学校給食会が全国一元的な供給を行うということが、基本物資についての本来の使用でございますが、それを当然行いわけでございまして、健康会になりましたら、これを継承してまいります。さらに、それに支障のない限りで文部大臣が承認するものを扱ってきたわけでございますが、これはかねがね申し上げておりますとおり、そのときどきのいろいろな国内産物資の使用奨励等あるいは学校の給食費の値上がりに対応するというようないろいろな事由がございまして、その面からも取り組んできて、むしろこれは学校給食の円滑な充実に取り組んできたものでございまして、いま大きな意味で流通革新が行われつつございまして、そういう中で物資の流通につきましても、大変な動きがあるわけでございます。それらの多くの物資の流通の動態とも対応しながら、先生御指摘の点も十分に置いて取り組んでいくべき課題というように受けとめております。

○小杉委員 いま承認物資として二十四品目、今度三品目減らして二十一品目とさき答弁がありましたけれども、一般の県学給でやっているのは、承認物資だけじゃなくて一般物資まで相当扱

っているわけですね。たとえば私の持っている資料によれば、五十品目以上を扱っている県が三十県、中でも二百品目以上扱っている県が十五県に及んでいるわけですね。一番多いのなんか五百品目に近い物を扱っている。

いま局長、いろいろ理由を挙げられましたけれども、なぜこんなにたくさん品目を県学給が扱わなければならないのか。もっと民間業者に思い切つてほとんど全部任せてしまえば、品質の面とか価格の面とか、いわゆる民間の自由競争、そういう活力というものを活用できるのじゃないかと思うのです。県によって物すごくばらつきがあるのですけれども、こういう点で文部省は、あるいはその日学給の方は、県学給のそういう実態について何らかの指導とか報告とか忠告とか、そういうことはやらなかったのでしょうか。そういう実態についてどうお考えでしょうか。

○柳川(慶)政府委員 学校給食物資の円滑適正な供給確保が図られるためには、学校給食物資の需給体制の整備が重要な課題であるという四十五年の保健体育審議会の御答申をいただいております。それ以来、先ほど来御質疑ございました都道府県給食会を給食センターとして整備していくための補助金も出し、また実際に運搬に当たったものの補助金も出しているわけですが、そういうことには国としても取り組んできておりまして、現実にある県に至りましては、全部の物資を県の給食会で調達いたしました。山間僻地の学校にも必ずこれを届けるということで学校給食の物資の調達が円滑になされておる、そういう県もございまして。そこは、民間との関係につきましても、その調達について民間の協力も受けるということ、ある種のものにつきましても、そのことに伴いまして協同組合が県内にできたというようなことでの連携も図られておるというようなことでございます。県の給食会がこの物資の扱いをしていくことは、県の給食会は学校への売り手じゃない、むしろ学校の意向を受けてこれを取りまとめて確保していく、むしろそちらの立場である

う、それに対して流通業界の方は、それに対応する体制をとっていただければ、そこに民間流通業界との連携が十分可能になってくるということ、いま各地でそういう方面の動きが起つてきておるところでございますので、一概に給食会がこの物資を扱うことが即民間の企業の圧迫であるという感じには直ちに結びつかないのではないかと感じました。

具体的に当たっては、あるとき県の給食会が市の給食会の入札に行くというような形までして、その面の指摘を受けたこともございまして、その辺は、いま取りやめているところもあるわけでございます。そういうような面では、学校給食の円滑な体制、物資の確保という中で、この面の県の給食会の役割はそれなりにあるものであらうというように感じておるところでございます。

○小杉委員 それは、いまの行政改革の方向に全く逆行する考え方だと私は思うのです。もうすでに民間にも物資供給の流通機能というのはいくらもできてきているわけですし、各地に倉庫とかいわゆる貯蔵施設なんかもできていくわけですね。それにもかかわらず、毎年毎年こういう倉庫をつくるようなセンターのために莫大な施設費を計上したり、そのほかに物資流通安定供給基金とか学校給食食用物資低温流通促進費補助とか都道府県学校給食総合センター、これはいま言いましたが、学校給食会施設の整備補助というように、あらゆる面で公のところへこういう補助金をばらまいているわけですね。民間にこういうお金を全部補助した方が、むしろもっと効果的にもっと安い品物が行き渡るのじゃないかというふうに思うのですけれども、局長とは全然見解が違いますが、もう一度ひとつお答えをいただきたい。

○柳川(慶)政府委員 民間の大きな流通の動き、それがそのまま学校給食の物資確保の中に有効に働くというところは、大いに期待されるところでございまして。ただそのときに、学校給食は学校の責任において行うものでございまして、そちらの

立場からのいろいろな取り組みということも、これまた必要といたしておりますので、その辺の両者の話し合いと両者の協力関係による物資の確保ということが今後ますます重要になってくようと思っております。財団法人の給食会は、一切やめて、それに基づいてその他の物資は全部民間のあれに任せるということで、果たして今後の学校給食の本当の充実が図られるかどうかにつきましては、なお私も、十分な検討を必要とする問題だというように考えておるところでございます。

御趣旨の点は十分わかりますので、この辺は両者の立場をはっきりとした形での協力関係ということが一番望まれるところではないかというように感じております。

○小杉委員 もう午前中からこの問題についてのいろいろな質疑がありまして、私は、重複しない部分だけの質問にとどめたいと思います。

以上で私の質問は終わりますが、また機会を改めて質問したいと思っております。

それで最後に、きょうはこの法案とは直接関係ありませんけれども、やはり学校の生徒の健康というような問題を扱うわけですから、一つだけ申し上げたいのは、最近、子供の野球あるいは大人の野球をする場所がなくて非常に困っている。日本は、いまいろいろなスポーツが盛んですけれども、わけでも野球というのには非常に大衆化しているわけです。その場所を確保するのにみんな一苦勞しているわけですね。一ころ学校の校庭開放というのがかなり進んだか見えたのですが、最近また逆戻りして、なかなか校庭を使わせないというふうな動きになってきているわけですね。

そういう問題について、日本は国土が狭いわけですから、そういうスポーツ施設が非常に乏しいわけですから、小中学校、高等学校の学校の施設をできるだけ休日等は使わせる、そういう方策をもっと積極的に進めるべきじゃないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柳川(憲)政府委員 学校開放につきましては、文部省も積極的にこの推進を図る、このためには、一方でスポーツクラブを育成していくと同時に、学校開放のための管理指導員の配置についての助成施策を講ずる等の措置を進めてきておりまして、いま九割以上の市町村では学校開放に踏み切る措置をしてきておられますが、定期的な開放というのになかなか全国的に行き切れないということ、片方で夜間照明施設を運動場に備えるというようなこと、また開放のためのスポーツセンターを整備する等の助成措置も新たに講じておるところでございます。

ただ学校は、最近、子供たちを健康にたくましく育てるということで大変部活動が盛んになってきております。その面で子供たちが放課後等活動で校庭を使うということも大変高まってきておりますので、高等学校、中学校等で学校開放について生徒の立場から考えると、そこに競合があるというようなこともありますので、この面につきましては、定期的、計画的な開放ということへの進展をさらに図るということが大事だと考えております。

○小杉委員 管理の問題で事故が起こったらどうするとかそういうお役所的な発想でなくて、部活動まで邪魔して貸せとは言わないんです。そうじゃなくて、部活動でも使わない休日とか日曜日、そういうときにもっと貸すという方向でひとつ検討をしていただきたいということを申し上げて、私はこれで質問を終わります。

○田中(龍)國務大臣 最後に私から所見を申し上げます。

ただいま最後にお話になりました学校の校庭の利用の問題であります。最近、非常にスポーツが盛んになりまして、グラウンドが足りないという切実な声が出ております。学校のみならず都市におきましても、スポーツの振興のためにも何とかグラウンドはつくりたい、かように考えております。

それから、その前の給食会の問題につきまして

小杉先生からのいろいろなお話は、非常に示唆に富んだものがあると私は思うのであります。

というのは、農村あたりがだんだんと過疎地帯になってきますと、商工会活動、中小企業の問題、こういう問題がいろいろ出てきます。私も通産大臣をやっておりますが、農村における物資流通についてはいろいろ問題が多いのであります。農協のいろいろな物資の問題も同様であります。見方によりますと、学校という一つのセンターがいろいろな物資を扱いますと非常に便利ではございますが、やはりそこは侵してはならない流通経済、しかも中小企業の一線があると思うのです。ですから、指定外品なんかでもいろいろあると思うのです。

一例を言いますと、給食と関係ありませんが、文房具あたりは、学校の前のお店でも売っておったものを学校が代行してやるということになると非常に便利なんです。しかし、そこには中小企業として大変重要な問題を腹藏いたしております。先生の御意見、非常に示唆に富んだお話が幾つかあったと私は考えます。ありがとうございます。

〔中村(喜)委員長代理退席、委員長着席〕
○小杉委員 終わります。

○三ツ林委員長 これより内閣提出、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中(龍)大臣。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○田中(龍)國務大臣 このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教

職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校教職員の福利厚生を図る目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものであります。その後、本共済組合が行う給付については、国公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和五十五年年度に引き続き、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金等の額を、昭和五十五年年度の国家公務員の給与の改善内容に基づいて行われる国公立学校の教職員の退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十四年度以前の退職者について昭和五十六年四月分から引き上げることとしたしております。また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金についても同様の引き上げを行うこととしたしております。

第二に、既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を国公立学校の教職員の既裁定年金の最低保障額の引き上げに準じ、昭和五十六年四月分から引き上げるとともに、同年六月分以後、さらにこれらの額を引き上げることとしたしております。

第三に、標準給与の月額の上限を国公立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる俸給等の限度額の引き上げに準じ四十一万円から四十二万円に引き上げるとともに、下限についても六万九千円から七万二千円に引き上げることとしたしております。

以上の改正のほか、私立学校教職員共済組合法

は、給付関係の規定については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用することとしたしておりますので、すでに本国会に上程されております昭和四十二年年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案における寡婦加算額の引き上げ等及び遺族の範囲の改正等の改正事項につきまして、当該規定の準用により、私立学校教職員共済組合につきましても同様の措置が行われることとなります。

最後に、この法律の施行日につきましては、昭和五十六年四月一日といたしております。以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三ツ林委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。
次回は、明後二十四日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十九分散会

日本学校健康会法案
日本学校健康会法

目次
第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十六条)

第三章 運営審議会(第十七条―第十八条)

第四章 業務(第十九条―第二十六条)

第五章 財務及び会計(第二十七条―第三十六条)

第六章 監督及び国の補助(第三十七条―第四十条)

第七章 雑則(第四十一条―第四十七条)

第八章 罰則(第四十八条―第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本学校健康会は、児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正円滑な供給等を行い、もつて心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本学校健康会(以下「健康会」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 健康会は、主たる事務所を東京都に置く。
2 健康会は、文部大臣の認可を受けて、必要に応じてたる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 健康会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 健康会でない者は、日本学校健康会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、健康会について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 健康会には、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 健康会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)
第八条 理事長は、健康会を代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して健康会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して健康会の業務を掌理する。

4 監事は、健康会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)
第九条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十二条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。
(役員の兼職禁止)

第十三条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十四条 健康会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が健康会を代表する。

(職員の任命)
第十五条 健康会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十六条 健康会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会
(運営審議会)
第十七条 健康会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十五人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、健康会の業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、健康会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十八条 委員は、健康会の業務の運営に関係を有する者及び健康会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条及び第十二条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九条 健康会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう)及び学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条に規定する

る学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第六十八号)第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。の普及充実に関すること。

二 義務教育諸学校(小学校、中学校又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ)の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ)の管理下における児童又は生徒の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ)につき、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)第二十一条第一項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者がいない場合における里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号に規定する里親をいう)その他の政令で定める者を含む。以下同じ)に対し、災害共済給付(医療費、廃疾見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ)を行うこと。

三 学校給食用物資(学校給食の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。以下同じ)の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 健康会には、前項第二号の業務のほか、高等学校(特殊教育諸学校の高等部を含む)、高等専門学校又は幼稚園(特殊教育諸学校の幼稚部を含む)の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

3 健康会には、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成す

るため必要な業務を行うことができる。
(義務教育諸学校の災害共済給付及び免責の特約)

第二十條 前条第二項第二号の災害共済給付は、義務教育諸学校(第四十一條及び第四十二條を除き、以下「学校」という。)の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒について健康会との間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、健康会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約(以下「免責の特約」という。)を付することができ。

4 健康会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

(共済掛金)
第二十一條 第十九條第一項第二号の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。

3 健康会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額を健康会に対して支払わなければならない。

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契

約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額(第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額)のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 健康会は、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

(学校給食用物資の売渡価格)
第二十二條 健康会は、第十九條第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費(以下「供給に要する経費」という。)の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。
(国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定)

第二十三條 健康会が第四十條第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十一條第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、健康会は、当該政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。

2 健康会は、第四十條第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。

(学校給食用物資の供給に関する制限等)
第二十四條 健康会は、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 健康会がその供給に要する経費につき第四十條第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買入れ、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。
(高等学校等の災害共済給付)
第二十五條 第十九條第二項の災害共済給付については、第二十條及び第二十一條の規定を準用する。この場合において、第二十條第一項及び第二十一條第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生」と読み替へるものとする。

(業務方法書)
第二十六條 健康会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)
第二十七條 健康会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)
第二十八條 健康会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十九條 健康会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十條 健康会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

2 健康会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第三十一條 健康会は、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十二條 健康会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 健康会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十三條 健康会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部

大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金金は、一年以内に償還しなければならない。

4 健康会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第三十四条 健康会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十五条 健康会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十六条 この法律に規定するもののほか、健康会の財務及び会計に必要事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

(監督)

第三十七条 健康会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、健康会に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、健康会に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、健康会の事務所若しくは健康会が学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)

第三十九条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林水産大臣が協議して定めるものに関し、第二十二条第一項、第二十六条第一項又は第二十八条(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得なければならない。

2 農林水産大臣は、健康会に対して、第十九条に規定する業務(学校給食に係るものに限る。)次項において同じ。及びこれに係る資産の状況に関し、報告をさせることができる。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第十九条に規定する業務に関し、文部大臣に対して、第三十七条第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十条 国は、予算の範囲内において、健康会の事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部を健康会に対して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十一条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、健康会に対して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者
二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護

者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第七章 雑則

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)
第四十一条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償との調整)

第四十二条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づき健康会が災害共済給付を行つたときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 健康会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、災害共済給付を行つたときは、その価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)
第四十三条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第四十四条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第四十五条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)

第四十六条 健康会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十七条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九条第三項、第二十六条第一項、第二十八條又は第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第四項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十六条第二項又は第三十六条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十条第一項又は第三十五条の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第四十八条 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした健康会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした健康会の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十四条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十七條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第五十条 第五條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十条までの規定は、昭和五十六年三月三十一日までの間において

て政令で定める日から施行する。

(健康会の設立)

第二条 文部大臣は、健康会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、健康会の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、健康会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、健康会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二項第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 健康会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(日本学校給食会及び日本学校安全会の解散等)
第六条 日本学校給食会及び日本学校安全会は、健康会の成立の時に、解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時に、健康会が承継する。

2 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。

3 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により日本学校給食会及び日本学校安全会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 健康会が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で日本学校給食会又は日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

第七條 日本学校安全会の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)以下「昭和五十四年改正法」という。附則第十一項第一項の復帰希望職員に該當するものうち、引き続き健康会の職員となつたもの(以下「健康会関係復帰希望職員」という。)に係る同条第二項の規定の適用については、健康会及び健康会関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 健康会関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一項第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に日本学校健康会という名称を使用している者については、第五條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 健康会の最初の事業年度は、第二十七條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十條 健康会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「健康会の成立後遅滞なく」とする。

(健康会に対する便宜の供与)
第十一條 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる健康会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)
第十二條 健康会は、当分の間、第十九條に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九條に規定する保育所をいう。)の管理下における同法第四條に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 前項の災害共済給付については、第二十條及び第二十一條の規定を準用する。

3 第一項の災害共済給付については、第四十二條第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは、附則第十二條第一項に規定する児童とする。

(日本学校給食会法等の廃止)
第十三條 次の法律は、廃止する。

一 日本学校給食会法(昭和三十年法律第四百十八号)

二 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十八号)

(日本学校給食会法等の廃止に伴う経過措置)
第十四條 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校安全会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相當する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止

前の日本学校給食会法(第十一条及び第十七条を除く。又は日本学校安全会法(第十条及び第十七条を除く。))の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相當する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五條 附則第十三條の規定の施行前にした同条の規定による廃止前の日本学校給食会法又は日本学校安全会法の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)
第十六條 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第一項中「日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十八号)」を「日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「日本学校安全会、日本学校給食会」を「日本学校健康会」に改める。

(所得税法の一部改正)
第十八條 所得税法(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

日本学校安全会
日本学校給食会

日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十八号)
日本学校給食会法(昭和三十年法律第四百十八号)

を
日本学校健康会
日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)

に改

める。

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

日本学校安全会
日本学校給食会

日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十号)
日本学校給食会法(昭和三十年法律第四十八号)

を「日本学校健康会」に改

康会法(昭和五十五年法律第 号)に改

める。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表日本学校給食会の項を次のように改める。

日本学校健康会 日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、日本学校給食会及び日本学校安全会を解散し、日本学校健康会を設立し、児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の供給等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十二の次に次の一条を加える、
(昭和五十六年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十三 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に、〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該平均標準給与の月額が三十六万三千二百九十四円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に一万五千七百円を加えた金額)を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は障害年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の一)に相当する金額
二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち

十三年に達するまでの年数については、六百分の一)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の一)」とあるのは「三分の一」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の一)」とあるのは「六百分の一」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十三第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。(昭和五十六年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十三 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に、〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に、〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を加えた金額)を平均標準給与の年額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

均標準給与の仮定年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に十八万八千四百円を加えた金額)を平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四十号又は法律第四十四号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に、〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に十八万八千四百円を加えた金額)を平均標準給与の年額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第三条の十二の次に次の一条を加える。
(昭和五十六年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十三 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十五の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が七十三万三千六百円に満たないものについては、その改定額を七十三万三千六百円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が七十三万三千六百円に満たないものを受けける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を七十三万三千六百円に改定する。

4 第一項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳未満の者に支給する年金でその改定額が五十六万八千八百円に満たないものについては、昭和五十六年六月分以後、その年金額を五十六万八千八百円に改定する。

5 第一項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が七十四万九千円に満たないものについては、昭和五十六年六月分以後、その年金額を七十四万九千円に改定する。

6 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が七十四万九千円に満たないものを受けける者が、昭和五十六年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を七十四万九千円に改定する。

第四條の十の次に次の一条を加える。
(昭和五十六年度における旧法の規定による退職年金等の最低保障に係る改定)

第四條の十一 第一條の十三の規定の適用を受ける年金については、同條の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十三万三千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十五万二千円

二 廃疾年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十五万二千円
ハ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が六年以上九年未満のものに係る年金 四十四万二千円
ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十六万六千八百円

三 遺族年金 四十七万六千八百円
第一條の十三の規定の適用を受ける退職年金又は廃疾年金でその額が前項第一号又は第二号に掲げる額に満たないものを受けける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

3 第一條の十三の規定の適用を受ける年金については、同條の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十四万九千円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十六万八千八百円

二 廃疾年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十六万八千八百円
ハ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が六年以上九年未満のものに係る年金 四十四万九千四百円
ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十七万四千五百円

4 第一條の十三の規定の適用を受ける退職年金又は廃疾年金でその額が前項第一号又は第二号に掲げる額に満たないものを受けける者が昭和五十六年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

第六條の八の次に次の一条を加える。
(昭和五十六年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第六條の九 前條の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十九万二千円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額
(前条第一項第一号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に一・〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該仮定平均標準給与の月額が三十六万三千二百九十四円以上であるときは、当該

該仮定平均標準給与の月額に一万五千七百円を加えた金額)をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額
第六條の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十六年四月分」と、「前項第一号」とあるのは「第六條の九第一項第一号」と、「前項に」とあるのは「第六條の九第一項に」と、「昭和五十二年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」とあるのは「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二(昭和五十四年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十四年改正前の新法第二十五條において準用する昭和五十一年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二)」と読み替へるものとする。

3 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十九万二千円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額
(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該平均標準給与の月額が三十六万三千二百九十四円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に一万五千七百円を加えた金額)をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金で昭和五十四年十二月三十一日以前に

新法の退職をした組合員に係るものの額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六条の九第一項第二号」とあるのは「第六条の九第三項第二号」と、「第六条の九第一項」とあるのは「第六条の九第三項」と読み替えるものとする。

5 第六条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の九第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

6 昭和五十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、その年金に係る通算遺族年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第八条中「第三条の十二」を「第三条の十三」に改める。

別表第二の十四の次に次の一表を加える。

別表第二の十五（第三条の十三関係）

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から一〇〇、〇〇〇円まで	五五〇、二〇〇円
一一五、〇〇〇円	六一八、七〇〇円
一二九、六〇〇円	六九七、二〇〇円
一五〇、〇〇〇円	八〇七、〇〇〇円

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第二条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中	
第一級	六九、
第二級	七二、

昭和五十六年五月十一日印刷

昭和五十六年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E

〇〇〇円	七〇、五〇〇円未満
〇〇〇円	七〇、五〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
〇円未満	を「第一級 七二、〇〇〇円」に、「第三級」を「第二級に」、「第四級を「第三級に」、「第五級を「第四級に」、「第六級を「第五級に」、「第七級を「第六級に」、「第八級を「第七級に」、「第九級を「第八級に」、「第十級を「第九級に」、「第十一級を「第十級に」、「第十二級を「第十一級に」、「第十三級を「第十二級に」、「第十四級を「第十三級に」、「第十五級を「第十四級に」、「第十六級を「第十五級に」、「第十七級を「第十六級に」、「第十八級を「第十七級に」、「第十九級を「第十八級に」、「第二十級を「第十九級に」、「第二十一級を「第二十級に」、「第二十二級を「第二十一級に」、「第二十三級を「第二十二級に」、「第二十四級を「第二十三級に」、「第二十五級を「第二十四級に」、「第二十六級を「第二十五級に」、「第二十七級を「第二十六級に」、「第二十八級を「第二十七級に」、「第二十九級を「第二十八級に」、「第三十級を「第二十九級に」、「第三十一級を「第三十級に」、「第三十二級を「第三十一級に」、「第三十三級を「第三十二級に」、「第三十四級を「第三十三級に」、「第三十五級を「第三十四級に」、「第三十六級を「第三十五級に」、「第三十七級を「第三十六級に」、「第三十八級を「第三十七級に」、「第三十九級を「第三十八級に」、「第四十級を「第三十九級に」、「第四十一級を「第四十級に」を「四〇五、〇〇〇円以上」を

第四十級	四一〇、〇〇〇円	四〇
第四十一級	四二〇、〇〇〇円	四一

五、〇〇〇円以上 四一五、〇〇〇円未満
五、〇〇〇円以上

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百九十二万円」を「五百四十四万円」に改め、同項第二号中「五・一五三」を「五・三八〇」に、「二万六千五百円」を「二万五千五百円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和五十六年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が六万九千円である者又は四十一万円である者（給与月額が四十一万五千円未満である者を除く。）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

3 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下この項において「法律第四百十号」という。）附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、

昭和五十五年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十六年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「五百四十四万円」とあるのは、「四百九十二万円」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限及び上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。